

平成25年11月宮崎県定例県議会
商工建設常任委員会会議録
平成25年12月4日～5日

場 所 第5委員会室

平成25年12月4日(水曜日)

午前10時0分開会

会議に付託された議案等

- 議案第1号 平成25年度宮崎県一般会計補正予算(第3号)
- 議案第4号 河川法に基づく流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第7号 宮崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例
- 議案第10号 宮崎県港湾管理条例の一部を改正する条例
- 議案第12号 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第14号 宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第24号 公の施設の指定管理者の指定について
- 報告事項
 - ・損害賠償額を定めたことについて(別紙1)
 - ・県営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解及び調停について(別紙2)
- 請願第37号 「建設産業再生のための技能労働者(鳶工、型枠大工、鉄筋工、左官工等)の確保・育成支援」を求める請願
- 請願第41-2号 修学資金貸付制度の拡充並びに介護福祉士養成に係る離職者訓練(委託訓練)制度の継続実施に関する請願
- 商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する

る調査

○その他報告事項

- ・県内経済の概況について
- ・宮崎県中小企業等支援ファンドについて
- ・本県企業の海外工場進出に関する調査について
- ・平成25年度の企業立地の状況について
- ・東九州広域観光推進協議会の設立について
- ・スポーツランドみやざき推進協議会「東京五輪おもてなし部会」の設置について
- ・韓国訪問団の派遣及び台湾における知事トップセールスについて
- ・宮崎県沿岸における設計津波(レベル1津波)の水位について

出席委員(8人)

委 員 長	黒 木 正 一
副 委 員 長	清 山 知 憲
委 員	外 山 三 博
委 員	中 野 一 則
委 員	押 川 修 一 郎
委 員	河 野 哲 也
委 員	井 上 紀 代 子
委 員	西 村 賢

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

商工観光労働部

商工観光労働部長	茂 雄 二
商工観光労働部次長	小八重 英
企業立地推進局長	福 田 裕 幸
観光物産・東アジア戦略局長	安 田 宏 士
商工政策課長	田 中 保 通
金融対策室長	沼 口 晴 彦

平成25年12月4日(水)

産業振興課長 椎 重 明
産業集積推進室長 富 山 幸 子
労働政策課長 久 松 弘 幸
地域雇用対策室長 福 嶋 清 美
企業立地課長 津 曲 睦 己
観光推進課長 孫 田 英 美
記紀編さん記念事業推進室長 大 西 祐 二
オールみやざき営業課長 日 下 雄 介
工業技術センター所長 古 賀 孝 士
食品開発センター所長 森 下 敏 朗
県立産業技術専門校長 渡 邊 靖 之

施設保全対策監 山 下 幸 秀
高速道対策局次長 原 拓 実

事務局職員出席者

政策調査課副主幹 山 口 修 三
議事課主任主事 田 代 篤 生

県土整備部

県土整備部長 大田原 宣 治
県土整備部次長
(総 括) 鈴 木 一 郎
県土整備部次長
(道路・河川・港湾担当) 岡 師 雄 一
県土整備部次長
(都市計画・建築担当) 白 賀 宏 之
高速道対策局長 直 原 史 明
部参事兼管理課長 郡 司 宗 則
用地対策課長 黒 木 秀 樹
技術企画課長 高 橋 利 典
工事検査課長 永 野 広
道路建設課長 大 坪 憲 男
道路保全課長 坂 元 宗一郎
河 川 課 長 東 憲之介
ダム対策監 上 山 孝 英
砂防課長 加 藤 仁 志
港湾課長 永 田 宣 行
空港・ポート
セールス対策監 川 野 福 一
都市計画課長 大 谷 睦 彦
建築住宅課長 森 山 福 一
営 繕 課 長 上別府 智

○黒木委員長 それでは、ただいまから商工建設常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてであります。

お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

午前10時3分再開

○黒木委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案等についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○茂商工観光労働部長 おはようございます。

商工観光労働部でございます。

まず初めに、一言お礼を申し上げます。

11月中旬の韓国訪問団につきましては、議長を初め、県議会の皆様にも御参加をいただき、まことにありがとうございました。今回は、定期航空路線維持の要望、さらには木材のトップセールスが主な目的でありましたが、活発な意見交換などを通じまして、本県の実情等を御理解いただけたものと考えております。

さて、本日はお配りしております常任委員会

資料の目次にありますとおり、平成25年11月定例県議会提出議案及びその他報告事項について御説明いたします。

まず、資料の1ページをごらんください。

今回提出しております商工観光労働部関係議案の概要であります。

議案第1号「平成25年度宮崎県一般会計補正予算(第3号)」は、フード・オープンラボ整備事業の所要見込額の増に伴います補正及び緊急雇用基金の国への返還に伴います補正を行うものであります。

商工観光労働部の一般会計歳出につきましては、一番上の表の左側から、補正前の額482億5,839万6,000円に、補正額5,672万3,000円を増額し、補正後の額が483億1,511万9,000円となります。

また、ページの中ほどから下になりますが、繰越明許費の追加が2件、債務負担行為の追加が1件となっております。

次に、2ページであります。議案第7号「宮崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例」及び議案第24号「公の施設の指定管理者の指定について」であります。

議案の概要は以上でございます。

なお、その他報告事項につきましては、表紙にお戻りいただきまして、目次のとおりとなっております。

詳細につきましては、担当課長、室長からそれぞれ御説明いたしますので、よろしく願いいたします。

私からは以上でございます。

○**椎産業振興課長** 産業振興課でございます。

歳出予算説明資料の産業振興課のインデックスのあります、19ページをお開きください。

今回の補正額は4,396万2,000円増額で、補

正後の予算額は右から3列目、17億4,761万4,000円となります。

21ページをお開きください。

(事項) 産業集積対策費であります。

「チャレンジ!新商品開発」フード・オープンラボ整備事業で4,396万2,000円の増額をお願いしております。

事業の内容につきましては、常任委員会資料で御説明いたします。

常任委員会の資料の3ページをお開きください。

「チャレンジ!新商品開発」フード・オープンラボ整備事業についてであります。

1の事業目的であります。フードビジネスの振興を図るため、食品営業許可が取得可能なフード・オープンラボを整備しまして、食品加工企業や農業者等が新商品開発などにチャレンジしやすい環境を創出しますとともに、当該施設を衛生管理レベルの高い施設とすることで、企業等の衛生管理の向上を図り、取引拡大を目指すものであります。

2の事業概要であります。食品開発センターに惣菜等3種類の加工製造室を有し、HACCP等の衛生基準に対応するオープンラボを整備するものであります。

3の補正の理由であります。県内企業の衛生レベル向上に寄与するモデル施設を目指す中で、大手スーパー等との取引拡大を視野に、専門家や企業の御意見をいただきながら検討いたしました結果、より食品衛生レベルの高い施設とするため、入荷前室等6室を増室したこと、また害虫等の侵入を防ぐために床面をかき上げたこと等によりまして、建設費が増加することとなったものであります。

別紙としてお配りしておりますフード・オー

ブンラボの変更前と変更後が記載されております図面をごらんください。

増室する部屋は図面右側のオープンラボ・変更後に赤い文字で記載しておりますが、右下の原料搬入口に食材などの荷さばきを行う入荷前室と、食材などの下処理を行う洗浄室、左下の製品出荷口に製品の荷づくりを行う出荷前室、図面中ほどの製品保管用の冷凍・冷蔵室など、全部で6室であります。

これらの部屋を新たに増室することによりまして、物や人の流れについて、より衛生面に配慮した動線を確認するものであります。

委員会資料3ページにお戻りください。

以上によりまして、4の事業費につきましては、補正前の額9,042万円から、補正後1億3,438万2,000円となり、4,396万2,000円の増額をお願いするものであります。

次に、同じく委員会資料の1ページをお開きください。

中ほどの欄、繰越明許費の追加についてであります。

まず、ただいま御説明いたしました「チャレンジ！新商品開発」フード・オープンラボ整備事業につきましては、事業実施期間を平成26年9月までに延長する必要がありますため、実施設計金額等の438万2,000円を除いた1億3,000万円の繰り越しをお願いするものであります。

その下の、事業名は工業技術センター運営管理事業で、1,027万5,000円の繰り越しとなっております。

これは、工業技術センターのエレベーター改修工事に関するものであります。

センターにはエレベーターが2基ありますが、このうちの1基が昨年、金沢市で死亡事故があったものと同型機であり、今年度に入りまして、

建築行政の指導機関であります宮崎市から、同様の事故の発生防止のための工事、戸開走行保護装置の設置を実施するよう、文書により指導がありました。

このため、当初予定しておりました、経年劣化に伴う部品の交換等に加えまして、事故発生防止のための工事も実施する必要が生じまして、事業計画を見直したために、年度内の工事完了が困難となったことから繰り越すものであります。

次に、その下の債務負担行為の追加の欄であります。

宮崎県機械技術センターの管理運営委託費の債務負担行為の追加であります。

これは、後ほど御説明いたします公の施設の指定管理者の指定に伴うものでありまして、期間は平成25年度から平成30年度までの6年間、限度額は2億6,326万5,000円であります。

なお、期間につきましては、来年度の4月1日からの事業開始に向けまして、本年度中に基本協定の締結など実質的な準備行為が必要なことから、平成26年度からの5年間の指定期間に、本年度を加えた6年間としているところであります。

産業振興課の説明は以上であります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○久松労働政策課長 それでは、労働政策課の補正予算について御説明をいたします。

お手元の歳出予算説明資料の23ページをごらんください。労働政策課のインデックスのところでございます。

今回の補正につきましては、1,276万1,000円の増額補正でありまして、補正後の予算額は右から3番目の欄にありますように、34億2,053万2,000円となります。

以下、事項について御説明します。

次の25ページをお開きください。

中ほどの(事項)宮崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金返還金であります。

これは、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業に係る国への返還に伴う補正であります。

内容につきましては、委員会資料で御説明します。

恐れ入りますが、資料をかえていただきまして、商工建設常任委員会資料の4ページのほうをごらんください。

緊急雇用創出事業臨時特例基金の返還についてであります。

1の補正の理由につきましては、復興予算で造成された基金に関して、厚生労働省からの要請に応じて、対象となる額を返還するものであります。

2の返還の対象となる額でございますが、震災等緊急雇用対応事業に係る県事業と市町村補助事業のうち、支払い義務が確定していない未執行額であります。

具体的には、既に執行されているものや事業者と契約済みのもの、または既に雇用を行い事業を実施しているものを除いた額が返還の対象となります。

次の表をごらんください。

①の交付額につきましては、平成24年1月に交付を受けて基金に造成したもので、20億9,000万円となります。

②の基金利子につきましては、ことし9月までの運用利息でありまして、169万6,000円となります。

③は、24年度と25年度の執行済額と執行済みと認められる額の合計でありまして、20億7,893万5,000円となります。

よって、返還対象額につきましては、①と②を合わせた額から③を差し引いた1,276万1,000円となります。

説明は以上であります。

○福嶋地域雇用対策室長 委員会資料の5ページをお開きください。

宮崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

まず、1の改正の理由ですが、先ほど補正予算の説明にありましたとおり、復興予算で造成された当該基金の返還対象額を処分するため、所要の改正を行うものであります。

次に、2の改正の概要であります。「基金は、平成25年度に限り、第5条の規定にかかわらず、基金の原資として国から交付された交付金を返還する必要があるときは、当該返還に要する財源に充てるため、その一部を処分することができる」という文言を附則に追加するものであります。

これは、第5条において、基金の処分は、設置目的に沿った事業に充てる場合に限り可能とされており、今回のような国の返還要請には応じられないため、今年度に限って処分の特例を設けることとしたものであります。

なお、3にありますとおり、施行期日は公布の日としております。

説明は以上であります。

○椎産業振興課長 産業振興課でございます。委員会資料の6ページをごらんください。

議案第24号「公の施設の指定管理者の指定について」であります。

指定管理者に管理を行わせる施設は、宮崎県機械技術センターであります。

まず、1の指定管理候補者は、公益財団法人

宮崎県機械技術振興協会であります。

2の指定期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間であります。

次に、3の指定管理候補者の選定についてであります。

今回の募集、選定方法につきましては、本年6月の当委員会において募集期間や選定基準等の募集方針の概要を御報告したところであります。それにに基づき募集、選定を行ったところであります。

まず、(1)の公募の募集状況につきましては、平成25年7月4日から平成25年9月12日までの間募集を行いまして、応募は2団体でありました。

次に、(2)①の選定方法であります。一次審査として、申請書類に基づいて資格審査を実施し、二次審査として、選定委員会において応募者からのプレゼンテーション及びヒアリングにより審査を実施いたしました。

②の選定委員会の構成は、ごらんとおり委員5名全てが外部の有識者となっております。

③の選定基準・配点であります。選定基準として住民の平等な利用の確保から、次のページの地域への貢献等にかけての5項目を設け、公の施設の効用を最大限に発揮する事業計画、事業計画を着実に実施するための管理運営能力に重点を置いた配点といたしました。

7ページをごらんください。

(3)の審査結果につきましては、①の採点結果のとおり、委員5人の配点合計500点満点中、公益財団法人宮崎県機械技術振興協会が444点、その他1者が277点でありました。

②の選定理由としましては、まず、総合的に高い得点を得て、かつ最低基準点である300点——総配点500点の100分の60以上——を満たし

ていること。

次に、事業計画等から判断して、施設の管理運営を適正かつ着実に実施する能力を有していると認められること。

さらに、事業計画において、高精度な元素分析装置を導入し、化学分析体制の構築を図るなど、多種多様な企業支援を行うことや、支援機関等との連携強化を図り、コーディネート機能の充実や補助金等を活用した共同研究の推進に努めるといった提案がなされていることとあります。

最後に、4の指定管理料であります。

指定管理料の額につきましては、平成26年度が5,036万6,000円、翌年度以降は5,020万円程度から5,080万円程度の間で提案されておりますが、各年度の指定管理料の額及び支払いにつきましては、毎年度締結します年度協定書で定めることになっております。

5年間で総額2億5,236万3,000円の事業計画となっております。基準額、すなわち債務負担行為の限度額2億6,326万5,000円に対しまして、5年間で1,090万円程度縮減する提案となっております。

説明は以上であります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○黒木委員長 執行部の説明が終わりました。

まず、議案について質疑はありませんか。

○中野委員 2点ほど質問いたします。

フード・オープンラボ整備事業について、実施期間が26年9月末までの予定であります。これは当初いつだったのか、変更したことで延びたのかどうか、お知らせください。

○富山産業集積推進室長 当初の予定では、今年度中に建設整備を終える予定でございましたけれども、4月に入りまして、いろいろ専門家、

企業の皆様方としっかりしたものをつくらなければならぬということで、いろいろ検討を進めてまいりました。それに時間を要したということで、結果的に工期も来年の9月までに延びるということになりました。

実施設計が終わりましたのが10月でございます。その段階で、補正の増額をお願いしなければならぬということが判明いたしましたので、それから内部手続等を進めておまして、その結果、来年度9月末までになるということで、決断をいたしました。そういうふう判断いたしましたのは11月になってからのことでございます。

○中野委員 はい、わかりました。

次に、緊急雇用創出事業臨時特例基金の返還について、返還する金額は1,276万1,000円で、ここに基金利息169万6,000円と書いてあるわけですが、これも返還する金額に入るといいますか。

○福嶋地域雇用対策室長 この基金利息につきましては、この基金事業の仕組みとしまして一緒に返すということになっております。この20.9億円の原資で運用した分ということで、ほかの基金とは切り分けて、相当する額を計上しております。以上です。

○中野委員 いわゆる全額返還するということですか。

○福嶋地域雇用対策室長 基金の総額としましては、21年度から積み上がってきた利息がございますけれども、今回返還する額は、その中の一部、この震災等の事業、20.9億円の配分に対応する利息分、それを切り分けたということでございます。

○中野委員 返還する対象額は1,276万1,000円ですよね。それに対して、基金の利息が169

万6,000円ということですが、余りこの利息分が、返還する額に対して大きいような気がするけど、そういう計算にはならないですか。

○福嶋地域雇用対策室長 この169万6,000円の利息といたしますのは、一番左の①の交付額、この震災等対応事業としまして配分された20億9,000万円に対応するものでございます。

○中野委員 だから、もちろん①に係る利息だけど、これはほとんどが執行できる金額になっているということですか。

○福嶋地域雇用対策室長 この③の額が執行済みの額でございますけれども、20億9,000万に対して、ほとんどの額を執行済みであると、または今執行中であるということでありまして、利息については、今回のその交付額に対して積みまれた利息ということになりますので、この額で返還するということでございます。

○中野委員 言われることがちょっと理解できないんですが、この執行済みの金額というのは、①と②を足したものを本来なら全部執行できるということですがね。

それと、今回返済する金額というのはこの執行済額の、ここの③を差し引いた金額だから、返済対象額に占める利息の部分というのは、この返済対象額の元金が幾らか知りませんが、その部分の利息部分だけということですか。

○福嶋地域雇用対策室長 基金事業の仕組みとしまして、交付された額から生まれた利子についても、もちろん、合わせて執行する、全額執行することは可能でありますけれども、今回その未執行の分について全て返還するということになっております。今回その20.9億円の配分があったものについた利子、その分については合わせて返還するということでございます。

○中野委員 つまり、基金利息が20億9,000万か

ら発生した利息は169万6,000円ということですよ。その利息分を全部執行しなかったの、結果的にはその利息部分全額と当初の交付金の部分で使わなかった部分だけを——いわゆる①から③を引いた額の元金部分と②の利息分を合わせたものがこの返済対象額になるということですか。

○福嶋地域雇用対策室長 そういうことになります。

○中野委員 そこに生み出された利息の大半は使ってもいいような気がする、使えなかったんですかね。

○福嶋地域雇用対策室長 利息を使うことはできるようになっているんですけども、そのためには20億9,000万以上の額の執行があったときに利息に及ぶという形になろうかと思えます。

○中野委員 もちろん、そうですけど、そこで発生したものは別途、何か県の雑収入みたいに入れられなかったちゅうことですよ。私の言わんとすることはわかりますか。

○福嶋地域雇用対策室長 先ほど申し上げましたとおり、この利息分も含めて返還するというのはまず国のルールであるということ。それと、当方としましては、なるべくこの基金を有効活用したいということがございまして、当初としてはこの交付額に基金利子を含めた額以上の計画を組んで事業をやろうとしておりました。

ただ、県と市町村で160ほどの事業を実施したわけですけども、その中では契約残というのが生じたということで、その契約残がこの1,276万1,000円だということでございます。

○中野委員 くどくどは言いませんが、この利息も含めて①足す②というように書いてあるもんだから、②の利息は返済したように見えたもんですから。国も使ったお金の元金部分に発生

する利息の部分については、もう県にあげるかというような姿勢でいるような気がするのになと思って質問しました。以上です。

○押川委員 このフード・オープンラボ整備事業について、この補正の理由の中で、専門家等の意見を踏まえた結果ということでもありますけども、当初はどのような形的设计の中で、この計画を立てられたのかちょっとお聞きをしておきたいと思えます。

○富山産業集積推進室長 昨年度、この計画を立てて提案をした際には、まず、食品営業許可がとれるオープンラボで、しかもHACCP対応するという施設が、これは調べた範囲では日本でほとんど見当たらない新たな施設でございました。

そのために、まず熊本県に、公設試験研究機関の中に食品営業許可がとれるオープンラボがございましたので、まずそこに見学に行ってお話を伺う、それからHACCP対応ということで県内のHACCPに対応した施設を見に行く、それから関連した施設ということで高鍋農業高校の食品加工施設、こういったところも見に行きまして、いろいろ情報収集をしたところでございます。

そのほかに、企業さんや、例えば保健所の方々——食品衛生の営業許可がとれるという施設というのは、どういう条件を満たさなければならぬかというようなこともありましたので、そういった方々とも相談をいたしました。

それで、ひとまずHACCPにも対応し、それから食品衛生の営業許可もとれる、こういうことで、それを満たした施設ということで、当初の提案を考えたわけでございます。

ただ、ことしに入りまして、さらに実施設計に当たりまして、より現実的に、本当にこれで

いいのかということをごさまたな方に、またさらに、専門家、有識者の方も踏まえて議論を深めていった中で、やはりもう少し整えなければならないという点が見つかりまして、こういった補正増につながったということでございます。

○押川委員 大体わかりましたけれども、このより現実なものの中で、このオープンラボ設置になっていくわけでありまして、今ありましたとおり、さまざまな専門家とか、名前が出てきたわけでありまして、どういう方々で、何人ぐらいでどのようなことを協議されたのか。また、この今回補正としての4,396万2,000円というのが要るのかということですね。余りにこうちょっと、金額的には大きいわけですね。専門家に聞かれてこれだけのものが一挙に補正で上がってくるということは、もっと詳しくやっぱり説明していただかないといけないかなと思いますけれども。よろしく願いいたします。

○富山産業集積推進室長 まず、専門家でございますけれども、大手コンビニのOBでいらっしゃいまして、現在、食品の製造・卸・小売のコーディネーター等をされてる、コンサルタントをされている方がお一人、それから独立行政法人農業食品産業技術総合研究機構の、こういった方面で非常にお詳しい専門家の研究員の方、お一人に主にそういった話を聞きました。

それから、企業さんの中で既にHACCPをとって、いろんな大手のコンビニとかスーパーとか、そういったところと積極的に取引をされているような県内の企業さん、あるいはHACCPはまだとっていないけれども、そういった大手スーパー等の取引をやられてる、あるいは希望してる企業さん10社と議論を深めてまいりました。

その中で、具体的に言いますと、大きな点と

してはもう先ほど産業振興課長が説明したとおりでありますけれども、まずHACCPをとる場合に、動線が非常に問題になります。人と物の動線は、汚染がなるべく侵入しないような動線を考えなければならないと。そのために図面にありますように、例えば原材料を外部から持ち込む場合——図面を見ていただけますでしょうか、図面の右下のほうに搬入口がございます。原材料の搬入口がございますが、当初の案では、搬入口から直接原料処理室に持ち込まれるという案でございましたけれども、やはりこれはまず一旦汚染作業区域を設けて入荷前室、それから洗浄室、それを設けた上で準清潔作業区域に行くべきだということ。

それから、逆に、製品が搬出される搬出口——これは変更後の図面の左下のほうにあります——が当初の案では包装室から、これは準清潔作業区域から直接外部に出るという案でございましたが、これもその外部との間に汚染作業区域をちゃんと設けて、そこを通過して外部に出ると、そういう動線が必要であるというふうな指摘を受けました。

それから、もう一つ、当初の案では、冷凍室・冷蔵室は1カ所ずつ設けておりまして、それをうまく仕切りながら原材料、それから製品ともにそのお部屋を使うという案でございましたけれども、これはやはり動線の関係で、原材料専用の冷凍・冷蔵室、それから、製品とした物の冷蔵・冷凍室、別々にするべきだというふうな指摘を受けました。そういったことが大きな要因でございます。

○押川委員 大体わかりましたけれども、それでこの専門家の皆さん方との協議等々にかかった経費とか、こういったものはどういう形で支出されてるのか、あるいは要らなかったのか、

そこらあたりをもう少し詳しく。

○**富山産業集積推進室長** 県内企業さんには、当方の職員が出向いてお話を伺いましたので旅費等で済んでおります。

それから、専門家につきましては、フードビジネス推進課のほうでその専門家、有識者を招聘するという費用を、そういう予算を持っておりましたので、それを活用させていただきました。

○**押川委員** はい、わかりました。そういうもろもろの中で安全性とか、いろんなものの中で、今回やはりこの変更を必要とするということに最終的にはなったということですね。はい、わかりました。いいですか、続けて。

○**黒木委員長** どうぞ。

○**押川委員** これも関連いたしますけども、先ほどありましたとおり、この返還の中で24年、25年、主なもので結構でありますけども、どういう形でこの事業をされたのか、今後執行見込みというものがどういうものがあったのか、あるいはこの返還が他県であるのか、あわせてお聞きしたいと思います。

○**福嶋地域雇用対策室長** 今の御質問ですけれども、24年度、25年度でどのような事業の例があったかという趣旨で捉えさせていただいてよろしいですね。

○**押川委員** はい。

○**福嶋地域雇用対策室長** まず、24年度でございますけれども、一つ被災者を雇った事業、海岸保安林等機能強化調査事業というのがございます。こちらは海岸線に位置する保安林等の状況を調査分析するために、人を雇ってそういう調査をしていただいたというものでございまして、森林組合に委託をして実施しております。

それと、25年度ですけれども、東日本大震災

被災者受入応援事業といたしまして、被災者の方々の雇用を希望する企業さんに受け入れを委託しまして、農林漁業等に従事をしていただいたという事業などがございます。

それと、返還の各県の状況ということでございますけれども、47都道府県のうち被災9県を除いた38県が今回返還の対象となっております。

そのうち、交付額以上に執行しております返還がないという県が7県ございましたので、実質返還をしないといけない県は31県でございます。その31県のうち9月の議会にお諮りして返したという県が16県、それと今回、宮崎県のように11月議会で返還を予定しているところが4県、それと2月以降というところが11県というふうに伺っております。以上であります。

○**押川委員** ありがとうございます。この震災関係の緊急雇用の中で、予算としてはどれぐらいでどのようなものが、具体的に、仕事としてはあったわけですか。震災で向こうから来られた方々を雇用するということでしょうか。本県はどういったものをされたのですか。鹿児島あたりはジャンボタニシをとって、何かそういうのがあったような報道がありましたけれども、本県はどういうようなことでこういう事業対象としてされておられるのか。主なもので結構です。

○**福嶋地域雇用対策室長** 先ほど24年度、25年度で御説明した事業が被災者を雇った事業でありますけれども、24年度の海岸保安林の調査事業につきましては、事業規模が2,600万円で雇用人数は16名、うち被災者1名という事業になっております。

それと、先ほど紹介した25年度の東日本大震災受入事業、こちらは事業費が1,760万となっております。雇用人数は全体で8名、うち被災

者が4名ということになっております。

また、全体では2カ年で160事業を市町村、県で実施しておりまして、実際には直接被災者を雇っていないというものが大半でございますけれども、この事業の要綱上、3月11日以降に失業した者を雇用の対象とするという事項がございましたので、その趣旨にのっとり事業を展開したところでございます。

○押川委員 最後になりますけれども、補正の理由は、厚生労働省から対象となる額の返還要請ということでありまして、ここはどういう理解をすればいいんでしょう。

○福嶋地域雇用対策室長 国のほうで復興予算が組まれましたときに、この震災対応事業というのが基金に増額されてまいりました。ただ、この事業が直接被災者を雇用するものではなくて、被災者が全国に散らばったと、そういうことで、そういった被災者を雇ってくださいという意図と、あと、3月11日以降に全国で震災の影響で仕事を失った方がいるということで、この2つの意味でこの震災対応事業というのが47都道府県に交付され、事業を実施してきているということでございます。

○押川委員 はい、わかりました。

○井上委員 今、押川委員が聞かれたことと大体同じようなことを聞きたかったんですが、先ほどの緊急雇用。その中の、先ほど御説明があった38県対象で7県はゼロ円だったということですが、あとの31県というのは、大体、どのくらいの金額が返還額となっているのか。そこをもし把握しておられれば教えていただきたい。

○福嶋地域雇用対策室長 31県の返還額の概況ということでよろしいでしょうか。

○井上委員 はい、結構です。

○福嶋地域雇用対策室長 返還額につきまして

は、多いところで、例えば埼玉県の6億1,900万ですとか、広島県の2億4,000万あるいは福岡県の2億9,000万といったところがございます。少ないところでは鳥取県の500万など、各県によって執行状況には非常に差があるということがございます。

○井上委員 今じゃなく後で結構ですので、この31県中——まだ2月にかかるところもあると思うので2月終わってからでもいいんですけど——どのくらい返還したのか、それをまた資料で提出していただけるとありがたいと思います。よろしく願いしておきます。以上です。

○中野委員 またもとに戻って申しわけありません。フード・オープンラボのことで、この設計図というか、この図面を見ながら思ったんですが、わずかこのぐらいのことで、総面積が変わらないのに本当に4,396万2,000円、約50%増しですよ。こんなに増額するのかなという気が、今、しました。

この中身を見ると6室を増室ということですが、結果的には4室だけ増室ですよ。冷凍・冷蔵室はもとの図面にも、もっと大きなものが描いてあるし、4室だけを——ちょっとかさ上げをしたということぐらいですが、新たな施設費で余計に要するところは洗浄室ぐらいでしょう。そして、新たなところで洗濯室とか出荷前室とか入荷前室なんちゅうのは、ただ、その部屋をつくれればいい話でしょう。それからすると、4,396万2,000円というのは、非常に金額が高過ぎるような気がします。説明してみてください。

○富山産業集積推進室長 この変更前と変更後を見ていただければおわかりのように、非常に中身が込み入ったような建物、もう設計といいますか、構造ががらっと変わってきております。

この関係で、部屋が増室になって複雑になったとともに、電気配線工事、それから空調等の機械設備の増設、機械設備等の費用もふえたということがございます。

また、ここの部屋の中で使われる電気等を勘案して、当初予定していなかった高圧キュービクルというような施設の設置も必要になりました。この高圧キュービクルにつきましては——これは外部から高圧の電気を一旦受け取って、ここの設備で使う電圧、100ボルトとか200ボルト等に下げて供給するという施設なんですけれども——フード・オープンラボで電気容量がパンクしたときに、食品開発センターあるいは工業技術センター本体に影響を及ぼさないような、そういうふうな施設もやはり必要だということがございまして、そういったものも設置をします。

ただ、それも設置いたしますけれども、やはりその増額の大きな要因となったのは、やはり6室といたしますか、ここの赤く示した、新たに設けた機能を増室するというふうなことが、やはり大きな原因だというふうに説明を受けております。

○中野委員 いわば6室じゃなくて4室ですよ、ふえたところは。冷蔵室・冷凍室はどちらにもありますがね。ここに黄色く描いてあるけど、4室だけがふえたということだけですよ。

それで、お願いしときますが、300平米と当初から面積は変わらんわけですから、当初も精度が高い設計書であったとするならば、これは最低価格を設けずに、本当の競争入札をしてくださいよ。1億前後で入札できると思いますよ。そのことを特に要望しときます。以上です。

○富山産業集積推進室長 工事につきましては、営繕課のほうにお願いいたしますので、しっか

りお伝えしときたいと思います。

○外山委員 関係があるんですが、フード・オープンラボ、どうもイメージが湧かないんですよ、ここで何をどういう形ですか。基本的には業者が持ち込んだ商品の開発をテーマにしてやるのか、それとも県がここで何か商品開発をやるというか、そういう事業をやるのか、そこはどっちなんですか。

○富山産業集積推進室長 これは、あくまで企業さんが商品開発を今からやりますといったときに、自社の施設をいきなり増設するというのはちょっと不安があるというときに、ここのフード・オープンラボを使って商品をつくっていただいて——今回の最大の特徴は食品の営業許可がとれるということですので、ここで試作してつくったものを実際に市場に出していただいて、その反応を見ていただいて、またブラッシュアップ、フィードバックしてよりよいものをつくっていただく。そういう目的のためにつくっておりますので、あくまで企業さんの商品開発あるいは衛生管理のレベルアップのためにつくるものです。

○外山委員 ここには、県の職員は常駐するんですか。

○富山産業集積推進室長 もちろん、運営、それから指導は食品開発センターの職員が行います。ただし、常時、ずうっと張りついてということがなかなか業務上難しいことも考えられますので、現在、衛生管理や食品製造に詳しいコーディネーターをここに配置できないかどうか検討をしているところでございます。

○外山委員 ということは、県の職員がここの担当でここに常時いるということじゃないということですか。

○富山産業集積推進室長 基本的には、食品開

発センターで責任を持って運営してもらいます。責任は持ちますし、必要に応じて職員も張りつくことがあると思います。

○外山委員 その業者がここに来て食品開発をやって、それをどっか販売をするということであれば、ここでずうっとそれをやられると、1業者しかここは使えなくなりますよね。どうなんですかね、そこ辺の整理は。

○富山産業集積推進室長 ここは、あくまでトライアルのセンターだというふうに位置づけておりますので、保健所の食品営業許可がとれる期間は1週間あるいは長くても2週間というふうにイメージをしております。その詳しいことについては、今、検討中でございますが、少なくとも1社が長く使うというふうなことは想定しておりません。

○外山委員 その際、この施設で複数の業者がここで食品開発はできるんですか。

○富山産業集積推進室長 お部屋の種類が、今説明いたしましたように、惣菜・ソース等、それから清涼飲料水、それから製菓・製パンと3つの種類がございます。これについて、同時に、最大で3社がその製造を行えるという体制でございます。

○外山委員 さっきの話で、期間を大体1週間ぐらいに区切って、ここで研究開発をやってもらうということになるわけですか。

○富山産業集積推進室長 まず、レシピを固める、製造方法を固めるまでは、今までの食品開発センターの既存の加工実験室あるいはこちらの一部を使いながらやって、それでレシピが固まって本格的に、じゃ、これから売るための目的のものをつくるぞという、その部分のところは食品衛生許可をもらって占有して、1週間程度でつくっていただくと、そういうイメージで

ございます。

○外山委員 1週間でできるのかな。新しいものつくるときにね。

○富山産業集積推進室長 レシピを固める、つくり方を開発するプロセスのところは時間制限というのは特に設けておりません。ある程度固まって、こういうプロセスでこういうレシピでつくるということが固まった時点で、この占有をして製造していただくというふうにイメージしております。

○外山委員 はい、わかりました。やっぱり最初のスタートだから、余りがちと決めなくて、最初の1年ぐらいは、少し余裕を持ってやったほうが良いような気がします。今、私はソフト面を聞きました。以上です。

○富山産業集積推進室長 柔軟に対応できるよう、今からしっかり検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○福嶋地域雇用対策室長 先ほどの押川委員の御質問に説明が不足しておりましたので、今から若干説明をさせていただきたいと思います。なぜ厚生労働省から要請があったのかという点についてなんですけれども、復興関連予算というのが組まれました後に、直接被災地以外で使われている事業については流用だということが言われまして、結果的にことしの7月になりまして、復興大臣と財務大臣連名で各省庁にそのような流用と思われる事業については返還を求めよということになりまして、同日付で厚生労働大臣から各県知事に返還の要請があったものでございます。

説明が不足していたことをおわびしたいと思います。よろしく願いいたします。

○黒木委員長 よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 それでは、ないようですので議案の質疑を終わりまして、次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○田中商工政策課長 それでは、常任委員会資料の8ページをごらんください。

9月の常任委員会の際に御要望のありました県内経済の概況につきまして御説明いたします。

まず、全国の状況ですが、表の一番右、内閣府の月例経済報告であります。

25年に入りまして、アベノミクス効果等もありまして、ほぼ毎回上方修正されてきました。前回は9月分まで御報告しましたけれども、ここ2カ月は判断は据え置きで、景気は緩やかに回復しつつあるとされております。

一方、本県であります、本年春ごろより改善の傾向が見られ、直近では一番左の日銀宮崎事務所は、持ち直しの動きに弱さが残る状況にあるが、全体としては明るい動きに広がりが見られると10月公表分から上方修正されております。

また、真ん中の宮崎財務事務所、これは7～9月期の状況ですけれども、緩やかに持ち直しつつあるというような判断となっております。

9ページをお開きください。

参考までに日銀及び財務事務所の資料をおつけしておりますが、データの新しい日銀の11月発表分について、かいつまんで御説明をいたします。

1の個人消費ですけれども、小売は天候要因もあり衣料品が伸び悩んでおりますが、軽自動車、スマートフォンが好調であるなど、一部のやや明るい動きは続いている、また、観光も緩やかに改善する方向にあるとされております。

2の公共投資、それから、10ページになりま

すけれども、3の住宅投資は、ともに増加している状況であります。

4の生産ですが、電子部品・デバイス関連の一部で増産の動きがあるほか、幅広い業種で生産水準の上昇を指摘する声が聞かれるなど、持ち直しているとされております。

次に、13ページをお開きください。

3項目ピックアップをしております。

まず、2の公共工事、住宅建設であります。

左の図の公共工事ですけれども、折れ線グラフが工事請負金額の前年同月比で、本年5月ごろから前年に比べまして、かなり増加した状況が続いております。

また、右の新設住宅着工戸数も消費税率引き上げ前の駆け込み着工と見られる動きで、このところ大きく伸びている状況であります。

3の雇用情勢ですが、10月の有効求人倍率は0.83倍で——全国の0.98倍に比べますとやや低いですが、0.83倍というのは、本県では実に20年11カ月ぶりの高い水準となっております。新規求人数では、特に、建設業関連、医療・福祉で増加しているところでございます。

また、(2)の所定外労働時間、いわゆる残業時間でありまして、ことしに入りまして、前年を上回って推移している状況でございます。

14ページをごらんください。

(3)は、ハローワークで捕捉できない雇用情勢を把握するために、県内の民間有料職業紹介事業者及び求人広告事業者にアンケート調査を行ったものであります。

表を見ていただきますと、求人数については、7～9月の第2四半期の実績及び次の第3四半期予想も増加傾向を示し、また求職者数は、ともに減少傾向にあるとの回答が多くなっております。

各事業者からの声としましては、求人面では製造業や建設業などが増加傾向にあること、求職面では希望する就業条件と求人条件にミスマッチがあるといったことが聞かれました。

この調査及びハローワークのデータから、求人の量的な観点からは雇用情勢はおおむね改善傾向にあるものの、ミスマッチという点で依然として厳しさが残ると言えます。

4の企業の業況判断ですが、みやぎん経済研究所のアンケート調査によりますと、7～9月期の業況判断D I——これは業況が「良い」と判断した企業の割合から「悪い」と判断した企業の割合を差し引いたものですが、全産業ではプラス8で4～6月期に比べまして、プラス21ポイントの大幅改善となりました。特に、建設業はプラス17となっております。

また、来期につきましても好転すると見る企業が多くなり、全産業ではプラス19と、さらに改善する見通しとなっております。

ただ、資料にはございませんけれども、収益につきましては現状ではまだまだマイナスとのアンケート結果もありまして、回復の実感は乏しい企業も多いものと思われま

す。説明は以上であります。

○沼口金融対策室長 金融対策室でございます。

同じく委員会資料の15ページをお願いいたします。

本年9月で終期を迎えました宮崎県中小企業等支援ファンドにつきまして、11月に清算手続が完了いたしましたので、結果の御報告をさせていただきます。

まず、1の制度概要の(1)の目的でございますが、このファンドを設立いたしました平成15年当時は、長引く景気の低迷やデフレの進行等によりまして、中小企業は大変厳しい経営環境

にございました。

また、不良債権処理が進められる中で、金融機関の企業に対する円滑な融資も困難な状況となっております。

このような中で、金融機関等との共同出資のファンドを設立いたしましたして、一時的に経営に支障を生じた県内の中核的企業に投資することによりまして、企業の財務体質の強化や事業の再生を促進し、本県経済の安定及び雇用の確保に寄与することを目的としたものでございます。

また、(3)のスキームにつきましては、その下に図がございます。県産業振興機構——ファンドの設立当時は県産業支援財団でございました——が20億円、その他金融機関等の出資を合わせまして、25億200万円のファンドが造成されております。県内6つの企業に22億2,000万円、このうちから投資があったところでございます。

県は、左端にございますように、機構に出資の原資を貸し付けますとともに、ファンドが設立された平成15年度に損失が出た場合の損失補償契約を取り交わしまして、債務負担行為を設定いたしております。

次に、2の投資先個別状況でございますが、6社の回収額はそれぞれ表のとおりでございます。表の一番下の合計の欄を見ていただきますと、投資額22億2,000万円に対しまして、回収額が12億5,174万9,011円となっております。組合経費を除く投資損失は、9億6,825万989円というふうになっております。

内訳は、表の上から3つの社債投資の3社につきましては、既に昨年の11月に本委員会にて投資結果を御報告させていただいております。このうち1社につきましては完済をいただいておりますが、2社につきましては、法的整理等により損失が発生したところでございます。

残り3社につきましては、今回、新たな報告となります。

3の株式投資の結果についてをごらんください。

(1)の株価の状況の表を見ていただきますと、まず宮崎交通株式会社でございますが、投資時に1株10円であったものが9.343円、9円少しということになっております。

次に、青島リゾート株式会社でございますが、平成17年度に産業再生機構が宮崎交通グループを支援した際に、社債から株式へ転換をいたしておりますして、そのときの1株1万5,000円が1,076円ということになっております。

最後に、スカイネットアジア航空株式会社でございますが、1株5万円で購入しておりますが、これが3万2,553円での売却というような結果になっております。

なお、スカイネットアジア航空株式会社につきましては、3年前の平成22年の大分増便時に増資を行っておりますして、そのときの株価は2万6,000円でございます。参考までに申し上げます。

また、(2)売却時の株式評価であります。対象となる3社につきましては、いずれも非上場企業でありますため、ファンドは公認会計士による株式評価をもとに売却を行ったところでございます。

右側の16ページのほうをごらんください。

4のファンド最終財産額につきましては、株式売却額、社債回収額、未投資額、預金利息を足したのから組合経費を引いた結果、13億8,390万2,016円というふうになっております。

次に、5の産業振興機構損失補償額等でございますが、ファンドから機構への分配は出資割合によりますので、最終組合財産額に約8割を

掛けまして11億623万6,624円ということになります。

したがいまして、損失補償額は20億円から機構への分配額を差し引きしました8億9,376万3,376円ということになります。

平成25年度当初予算としましては、最大額の損失補償額といたしまして、13億9,700万円を計上いたしております。

このため、約5億300万円差が出るわけなんですけれども、来年2月議会に5億300万円余の補正減をお願いする予定ということにしております。

最後に、6のファンドの主な事業効果でございます。

厳しい経済情勢の中、本県の中核的企業の経営悪化によりまして、地域経済や雇用に多大な影響を及ぼすおそれがありましたが、投資先6社は全て事業や雇用の継続が現在図られているところであります。

従業員数は6社合計で約2,000人、うち投資後の新規採用約1,100人、賃金推計による経済効果ということでございますが、県内の平均賃金が年収で約360万円でございますことから、2,000人で年間約70億円あると見込んでおります。

また、(2)のとおり、各企業の事業継続により、航空路線の充実やバス路線の確保、青島観光の振興などが図られたところであります。

具体的には、県内のバス輸送網の確保によりまして、8年間で延べ8,386万人余の乗車のほか、高速バス等につきましては、7路線で1日73往復運行しておるところでございます。

また、宮崎空港発着の沖縄便新設や東京便の増加等も図られておるところでございます。

金融対策室からは以上でございます。

○**椎産業振興課長** 委員会資料の17ページをご

らんください。

本県企業の海外工場進出に関する調査について御説明いたします。

この調査は、1の(1)にありますように、本県に事務所を有し、工場進出をしている企業に対しまして、県内の状況、現地工場の状況、進出後の経営状況、将来の海外展開などを調査しまして、今後の海外展開の基礎データの一つとするものであります。

調査の対象としましては、平成23年9月に工業会が実施しました調査を基本にしまして、九州経済産業局の調査、インターネット情報などにより22社を選定し、平成25年9月から10月において、書面調査及び一部の企業においては聞き取り調査を実施したものであります。

(5)の回答状況としましては、19社から回答があり、うち有効回答である14社について集計をしたものであります。

2の調査結果の概要についてであります。

(1)の海外進出している企業の業種につきましては、工場の生産設備等の製作を行っている金属製品が最も多く28.6%、次いで、自動車部品等を製作する輸送用機械器具が14.3%、以下、化学工業、精密機械器具など各7.1%、会社数にして1社ずつとなっております。

(2)の海外への国別、会社数、雇用人数につきましては、中国が9社、雇用者数が7,189人と最も多く、次いで、タイ4社の5,004人、インドネシア4社、3,575人、ベトナムが4社、896人、その他5社、4,412人となっております、合計2万1,076人が海外の工場で雇用されております。

(3)の海外に進出した理由につきましては、「県内工場での生産ではコストが合わないから」が最も多く57.1%、次いで「現地ニーズに合っ

た製品を生産するため」が50.0%、「国内では受注が受けられないから」「進出国の支援策の充実」がともに14.3%となっております。

(4)の海外へ工場を進出した後に県内工場の雇用数がどう変わったかにつきましては、「増えた」と回答した企業が28.6%、「減った」が14.3%、「変わらない」が最も多く、57.1%となっております。

(5)の海外へ工場を進出した後の企業の売り上げにつきましては、「増えた」と答えた企業が最も多く78.6%、「減った」が14.3%、「変わらない」が7.1%となっております。

(6)の今後の海外への工場進出の考え方につきましては、「県内工場の雇用を守りつつ、積極的に海外進出を行っていききたい」が最も多く57.1%、次いで、「現状維持」が35.7%、「県内工場の雇用については、いずれは海外工場に移すことを視野に入れながら、積極的に海外進出を行っていききたい」が7.1%となっております。

調査結果の詳細につきましては、18、19ページのグラフ、表を御参照いただきますようよろしくお願い申し上げます。

本県企業の海外工場進出の状況については以上であります。

○津曲企業立地課長 企業立地課でございます。

引き続き、平成25年度の企業立地の状況につきまして御説明をいたします。

本日の委員会資料20ページでございます。

まず、ことし4月から11月末日までの企業立地の状況でございます。

立地件数は22件、うち県外から本県に新たに進出いただいた企業が7件でございます。

次の最終雇用予定者数でございますが、それぞれの企業さんに立地された会社規模を御説明いただくために、当初の雇用人数に加え、おお

むね5年ぐらい先を目標に、どのくらいの規模を目指すのかという、今後の雇用計画を作成していただいております。

その最終人数を最終雇用予定者数として発表しておりますが、この22社、合わせて1,061人となっております。

次に、表でございますが、企業立地の内訳でございます。

見方といたしましては、左側の欄が今年度の通し番号であり、企業名、業種、立地予定の市町村名、それから雇用予定、主な事業内容を記載しております。

中ほどの雇用予定のところをごらんいただきますと、数字が2列ございます。左側の数字が当初の雇用人数、右側が括弧に入っておりますが、最終の雇用予定者数をあらわしております。

左側の通し番号の欄に、数字に丸印があるものがございます。7件ございますが、県外からの新規立地を表示しております。

例えば、3番目、③でございますが、中国木材でございます。

業種は製造業、進出先は日向市、当面は105人でスタートし、最終的には250人を雇用する計画となっております。

事業内容は、本県の豊かな森林資源を活用した製材や集成材の工場、あわせて、その残材等を活用するバイオマス発電用のチップの製造工場でございます。

ページをおめくりください。

18件目から22件目の立地情報に加えまして、2つ目の表には、平成21年度から25年度までの最近5カ年間の立地件数、最終雇用予定者数をあらわしております。

今後とも、県民の皆様の働く場の確保のため、積極的に取り組んでまいりますので、よろしく

お願いします。

企業立地課は以上でございます。

○孫田観光推進課長 観光推進課でございます。

私からは東九州広域観光推進協議会の設立とスポーツランドみやざき推進協議会「東京五輪おもてなし部会」の設置について説明させていただきます。

初めに、東九州広域観光推進協議会の設立についてであります。

委員会資料22ページをごらんください。

まず、1の目的であります。

東九州自動車道につきましては、平成25年度中の「日向一都農」間の開通及び平成26年度中開通予定の「北浦一須美江」間、「椎田南一字佐」間、平成27年度までには「佐伯一蒲江」間が開通予定であり、一段と交通の利便性の向上が見込まれるところであります。

このため、東九州自動車道「宮崎—北九州」間の全線開通を見据え、本県と大分県が連携し、両県内外に対して魅力発信などの推進事業に共同で取り組むことで、さらなる誘客促進を図ってまいりたいと考えております。

次に、2の組織名等であります。

設立日は平成25年11月20日で、組織名は東九州広域観光推進協議会とし、構成メンバーは両県と双方の県観光協会の4者としております。

また、3の主な誘客対象地域といたしましては、北九州地域や広島市などの中国地方、四国地方をターゲットとして、共同でプロモーションを行っていく予定にしております。

最後に、4の今後の主な取り組みであります。NEXCO西日本及び大分県と共同で、来年度の高速道路の企画割引等の実施を目指して、企画内容の検討を行うとともに、北部九州、中国・四国地方の旅行会社に対する共同セールス

やメディアを活用した共同PR事業、共同観光パンフレットの作成などについて、今後検討を行っていくことにしております。

このほか、観光資源の開発や磨き上げとともに、大分県など隣県を対象とした観光キャンペーンに、引き続き、市町村や民間の皆様方と連携し、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、スポーツランドみやざき推進協議会「東京五輪おもてなし部会」の設置についてであります。

委員会資料23ページをごらんください。

まず、1の目的であります。

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催は、スポーツキャンプのメッカである本県にとりましても、絶好のチャンスでありますことから、日本代表やジュニア選手の強化合宿及び海外チームの直前合宿等の誘致を図り、国内外の活力を取り込むことで、本県経済や地域振興の活性化につなげていくことを目的に設立するものであります。

次に、2の組織体制についてであります。

当部会につきましては、本県が掲げるスポーツランドみやざきを官民一体となって推進していく組織であるスポーツランドみやざき推進協議会の一部会として設置するものであります。

構成メンバーは、県から観光推進課と教育庁のスポーツ振興課。競技団体から宮崎県体育協会、宮崎県障害者スポーツ協会のほか、オリンピックの競技種目に該当する県内の各競技団体。市町村を代表し宮崎市。また、関係団体からみやざき観光コンベンション協会と宮崎市観光協会を組織することとしております。

最後に、3の第1回部会の開催であります。来週12月9日に予定してございまして、合宿等誘致に向けて情報共有と意見交換を行いながら、

機運の醸成と関係機関の連携強化を図ってまいりたいと考えております。

なお、本日、えびの高原屋外アイススケート場のオープンのチラシを別途、配付させていただいております。

えびの高原屋外アイススケート場につきましては、6月の常任委員会でフェンス土台の一部破損箇所の補修等について御説明させていただきましたが、今シーズンの営業に支障が出ないよう補修工事が完了いたしまして、先週11月30日の土曜日に、例年どおりオープンすることができました。

今後とも、利用者の安全確保を第一に管理運営に努めるとともに、多くの人に利用していただけるよう、積極的にPRしてまいりたいと考えております。

観光推進課からの説明は以上でございます。

○日下オールみやざき営業課長 オールみやざき営業課からは、先月行いました韓国訪問団の派遣及び台湾における知事トップセールスについて御説明いたします。

委員会資料の24ページをお開きください。

まず、1の韓国訪問団についてであります。

今回の韓国訪問は、主に国際定期路線の維持の要望や木材輸出のトップセールスを行い、韓国との経済交流拡大や親密な関係構築を図ることを目的に、11月10日から13日にかけて、議長を初めといたしまして、県議会の皆様にも御参加をいただき、総勢34名により実施したところであります。

主な活動結果につきましては、同1の(4)に記載しているところでございます。

まず、①のアシアナ航空に対しましては、本県から韓国への送客の取り組みについての説明や韓国から本県への送客をお願いするとともに、

宮崎—ソウル線の維持・充実につきましたの要望や活発な意見交換を行うことができました。

続いて、②の木材輸出のトップセールスにつきましたは、分譲住宅地の訪問によりまして、本県の杉素材生産量が日本一であることや生産体制等について、韓国の建築業者等へ積極的なPRを行い、県産材を活用した住宅の建設促進についてお願いをしてまいりました。

これらの訪問を通じまして、本県のすぐれた木材品質や生産体制について、改めて認識をいただいたものと考えており、今後の県産材輸出の拡大に向けて、良好な関係構築が図られたものと考えております。

また、次のページ、25ページでございますけれども、③でございますように、ジェトロ、クレア、JNTOなどの関係機関から韓国の経済情勢等の情報収集を行うとともに、その下の④でございますとおり、日向市長や日南市長と合同によるポートセールスを行いまして、細島港や油津港への寄港の継続について要望を行ってまいりました。

続きまして、2の台湾でのトップセールス等についてでございます。

台湾の中部にございます彰化県にありますスーパー裕毛屋におきまして、本県単独のみやざきフェアを開催いたしました。

フェアにつきましては、本県が九州で初めての開催でございましたが、県内企業11社の商品が展示販売されるとともに、セレモニーにおきまして、知事による本県の観光・物産のPRや一般客等への県産品詰め合わせの配布を行いました。

主な成果につきましては、⑤に記載しておりますとおり、これまで当スーパーでの期間限定販売でございました乳製品が売れ行きが好調と

いうこともございまして、定番化になるとともに、味噌が新規で定番化されることとなりました。

また、フェアを開催していたときの様子が地元の新聞2社に掲載をされまして、大きなPR効果があったものと考えております。

続きまして、(2)にございますとおり、この台湾訪問を通じて、お二人の方と知事が意見交換をする機会がございました。

1人目は、そのフェアを行いました地元彰化県の卓知事との会談でございます。

フェアの開催の後、彰化県の政府の官邸に招待を受けまして、盛大な歓迎を受けたものでございますけれども、安全・安心な本県の産品や観光資源のPRを行うとともに、今後の両県の経済交流促進等について、前向きな意見交換ができたものと考えております。

2人目は、台湾御出身で、評論家・コメンテーターでいらっしゃいます金美鈴氏との会談でございます。

多くのメディアに出演をされ、日台双方に大きな影響力のある金さんとの会談を行いまして、本県と台湾との交流促進に向けて、貴重な意見交換ができたものと考えております。

韓国、台湾ともに、本県の東アジア経済交流戦略上の重点国でございまして、両国ともに直行便もありますことから、本県の経済交流にとりまして極めて重要な国、地域でございます。

県といたしましては、航空路線の維持・充実に向けた取り組みを継続するとともに、観光誘客、また県産品の販路開拓にも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

オールみやざき営業課からは以上でございます。

○黒木委員長 執行部の説明が終わりました。

その他報告事項について質疑はありませんか。

○中野委員 経済指標の説明がありましたが、なかなかこういう指標の読み方というのは難しいものがあります。その中で、14ページの4、県内経済の概況ということで、みやぎん経済研究所のこの調査結果の説明がありましたが、ちょっとわかりにくかったんですが……。割合と言われましたが。

○田中商工政策課長 これは、みやぎん経済研究所が県内の約300社を対象に調査したものでありますけども、現在の業況について「良い」と判断した企業の割合、100%のうち例えば40%が業況が「良い」と判断したと。それから、「悪い」と判断した企業さん、これは、例えば20%あったといたします。このD Iというのは、その「良い」と判断した40%から「悪い」と判断した20%を引いた20という数字でございまして、現在の業況の水準、それがどういうものかというものを示すというものでございます。以上です。

○中野委員 ということは、全産業でプラス8ということは、38%と30%というのになれば8%の差があったちゅうことですか。

○田中商工政策課長 これは、生数字を申し上げますと……。

○中野委員 今言ったのは例えの数字。

○田中商工政策課長 はい、例えです。そうです。全体の業況判断では、「良い」とする企業が27%ございました。「悪い」とした企業が19%ございました。これを差し引きましたものが、27から19を引いた8というものが、このプラス8というD Iの数字でございます。

○中野委員 はい、わかりました。日銀のあの短観みたいな読み方ではないんですね。

○田中商工政策課長 日銀の企業短観というのがございますけども、それと、基本的には同じ

でございます。

○中野委員 それから、ファンドのことで、結果的に貸し付けが20億あるんですが、回収できない金額というのは幾らなんですか。

○沼口金融対策室長 資料の15ページをごらんいただきますと、県のほうの損失補償額が8億9,376万3,376円、約9億円弱ということになっております。

○中野委員 それはもう確定したんですか。

○沼口金融対策室長 これは、11月に組合の総会が開かれまして、これは確定額ということになっております。

○中野委員 知事の提案理由の説明ですよ、最初、挨拶されますが、そのときにそういう多額のお金が回収できないんだから、やはりその中に入れて説明をするべきだと。私は、こう思ってるんですよ。

確かに、このファンドの主な事業効果ということが出ましたけれども、結果的には回収できないお金が多額にあったんだから、知事から直接、提案理由の中で説明があつてしかるべきだと、私は思いました。せめて、担当部長の感想をお聞きしたいと思います。

○茂商工観光労働部長 今回、この中小企業等支援ファンドということで御報告をさせていただいておりますけど、これは平成15年——今から10年前ですね——大変厳しい状況の中で、いろんな県内経済への影響とか、雇用が失われるんじゃないかということを考えまして、ぎりぎり、いろいろ御議論をいただいた上で、必要不可欠だということで当時判断をしたというふうに考えております。

それから、一生懸命、企業も努力をされまして、我々もいろんな形で支援をしてきたつもりなんですけど、こういうふうに10年間やってき

まして、一定の事業継続、雇用の成果というのはあったとは思っておりますけど、結果的に9億円という多額の公金の支出が必要となったということについて、私たちは非常にやはり公金を預かる者として、責任の重さを感じております。

今のお話については、私どもも真剣に受けとめさせていただいて、また今後補正ということもあろうかと思っておりますので、いろいろ検討させていただきたいと思っております。大変申しわけないと思っております。

○中野委員　そういうコメントが知事から欲しかったということでもあります。

本県企業海外工業進出に関する調査という報告がありましたが、懇切丁寧な調査をしていただきまして、まことにすばらしい結果が出ました。感謝を申し上げて終わります。

○西村委員　追加になりますが、ファンドについて、知事に対しても、私が代表質問のときに再三やりました。結局、その当時はまだ株式のほうの結果が出ておりませんでしたので、全体的な損失は今回初めて出たと思うのですが、そのときでさえ成果しかなかったというような答弁、私は非常に残念でありました。何の反省もない。

10年前の、私が当時の議事録を見たときに、県としてはしっかりと回収する、そして投資後も経営指導をしっかりとやっていって、回収に結びつけると言って当時の部長ほか担当課長ほかの明言がしっかりと残っております。それにあわせて、今、中野委員からありましたとおり、全くこの議会のときには何ら悪くないと、何らもう、10年前に決まったことを粛々とやっただけだというような雰囲気、答弁しか知事本人からもなかったのが非常に残念なんです。その上

で本当に10年前に投資した後に10年間経営指導をしっかりとやったその成果というのが見えないんですが、そこはどうなんですか。

○沼口金融対策室長　こちらのファンドにつきましては、経営に支障を一時的に来したものであるというようなことでございまして、当然当初からリスクは抱えておったというようなことでございます。

ただ、当時の議事録を読んでおりますと、委員御指摘のように、全額回収と。全額回収が果たせれば、実質的ゼロ予算ということで成果だけが残ったということでございますが、多額のこういった損失補償に至ったということでございます。

これは、ファンドを組みまして、県のほうは宮崎県産業振興機構のほうに20億円貸し出しを行いまして、産業機構、それから宮崎銀行、太陽銀行、それからベンチャーキャピタル——それぞれ、宮銀、宮崎太陽——こちらが組合員になりましてファンドを構成したというようなことでございます。実質的には、このファンドの中で有限責任組合員、これが、産業振興機構、宮崎銀行、宮崎太陽銀行、それから無限責任組合員が、宮崎ベンチャーキャピタル、それから宮崎太陽キャピタルというようなことになっております。

有限責任組合員につきましては、出資の割合に応じまして責任をとると。ところが、無限責任組合員につきましては、非常に経営が苦しくなりまして、それ以上に赤ができたときも責任を——これ無限責任でございましてとらなくちゃいけない。これは、法律上は無限責任組合員が業務の執行を行うというようなことになっておりまして、無限責任組合員のほうでいろんなモニタリングとか、そういったところを各企

業に行って、現在に至っておるというようなことでございます。以上でございます。

○西村委員 ちょっと話がずれたかと思うんですが、県としての関与は、もうそのキャピタルの人たちに任せたんだから、もう県としては間接的にその人たちがやってくれたから指導してるという判断でいいのかということと、今の中で、ゼロ予算的な話を聞きましたけど、ゼロ予算じゃないですよ、これ。明らかに、運営費は絶対、一部は出資しなきゃいけないし、仮にその企業がもうけて利息をより返してくれた場合は、ゼロ予算どころかプラスになって返ってくる予定であったと記憶していますが、その2点はどうなんですか。

○沼口金融対策室長 失礼しました。まず、県の関与でございますが、県は組合員として入っておりませんので、これは意見を言う立場にならないというようなことでございます。

組合員につきましては、これは県のほうが出資したのは、産業振興機構でございますが、意見を聞く立場にはあるというようなことでございます。

それから、ゼロ予算というような表現はちょっと私も出過ぎた表現でございまして、それはおわび申し上げたいというふうに思っております。

○西村委員 そのスキームはわかりましたけれども、やっぱりこの株式の損失の数字が今回初めて出ました。ちょっとやっぱり解せないのは、理解しかねるのが、当時非常に経営の厳しかったこの3社の株式を相当額で購入したわけですから、向こうの経営としては非常にどん底の状態です。株式を購入し、今非常に景気回復をしてきたのにもかかわらず、投資時よりも回収、いわゆる今回売却した株価のほうは非常に低い状況というのは、一般常識から考えてちょっといか

がなものかなと思います。この宮崎交通が、これは10円ですかね、10円が9.3円、青島リゾートが1万5,000円が1,076円、いわゆる株価下落しておりますが、そこに対して——こういう推測的なことを言ったらいけないかもしれませんが、10年前に意図的に高く購入するようなことではなかったかなと推測せざるを得ません。それに対して県の見解はどうなんですか。

○沼口金融対策室長 まず、宮交についてでございますが、当時は産業再生機構の支援を受けておりまして、200億円余の債権放棄などが銀行から行われ、また地元企業を中心とした17社がスポンサーとなりまして、20億円余りの出資の支援が行われたと。その際、ファンドも宮崎交通に5億円の出資支援を行っておりまして、その株価と同額——支援業者が出しました株価と同額の1株10円というような購入をいたしております。

次に、青島リゾートにつきましては、投資時点の会社の財務状況によりまして、1株1万5,000円の評価となっておりますので、その額で買っております。

最後に、スカイネットアジア航空でございますが、こちらも産業再生機構の支援を受けておりましたので、機構から三十数億円、それからうちのファンドから2億円の出資の支援を行っております。その産業再生機構の株価が1株5万円で購入したということでもありますので、こちらに合わせて購入したというふうに伺っております。

それから、現在の株価についてでございますが、これは、それぞれ公認会計士によりまして、株価評価を行いまして、その評価に基づいて株式の売却を行ったということでございます。

○西村委員 今の株式相場というのはこの数字

のとおりかと思えますけど、やっぱり解せない、理解できないのは、やっぱり当時それだけ厳しい会社で当時の産業再生機構などが支援に名乗りを上げたという、イコールもう株式価値としては非常に低いものであるのが常識だと、私は思いますが、そこをあえて、その当時の高い価格設定で購入する——それがもちろん、産業再生させるための一番の近道と思われたんでしょうし、こういうやりとりは当時の担当者ではない限りはわからないかもしれないんですが、やっぱりこれを——先ほど中野委員言われたとおりに——しっかりと県民の前で、公金であった以上、説明する責任があると思うんですけども。これは部長、次の議会もしくはこの結果が11月議会に出ましたので、この議会の最終日等々に考えられないのかお伺いします。

○**茂商工観光労働部長** 私も、6月議会でしたか、西村委員から、9月議会だったかもしれませんけど……。

○**西村委員** 9月。

○**茂商工観光労働部長** 9月ですね、質問をいただいて、その当時、十分勉強しておりませんで、答弁書を読んでおりませんという答弁をさせていただきました。それから後すぐに、全部読ませていただいて、今回も改めて、2回3回と読ませていただいて、やはり当時かなり激しい議論があつて、けんけんごうごうの議論があつたということだと思つてます。

今の御質問というのはごもつともなことだと思います。確かに、今、担当室長が申し上げましたけれども、今の株価については、2人の公認会計士によって評価をしていただいているので間違いはないというふうに思っております。当時の状況が、私もいろいろ自分なりに勉強したつもりですけど、今のことについては確かに疑問

ごもつともだと思いますんで、それについては改めて調べて、何らかの形で御報告するなりしたいと思えます。それは、ちょっと検討させていただきたいと思えます。

○**西村委員** 知事もしくは部長から県民に対しての説明をいつされるのか。

○**茂商工観光労働部長** 2月議会でまた補正をお願いをすることになると思うんですけども、少なくともその際には御説明をさしあげたいと思えます。

○**西村委員** わかりました。以上です。ありがとうございました。

○**河野委員** スポーツランドみやぎ推進協議会「東京五輪おもてなし部会」の設置ということで提案をいただいたんですが、ちょっとイメージできないというか。例えば、ここに、協議団体の中にオリンピック・パラリンピックの競技種目等の県内競技団体とありますけど、オリンピック種目の中で、この宮崎の施設で対応できる競技というのがあるんでしょうか。ちょっとそれが、イメージがなかなか。

○**孫田観光推進課長** オリンピック競技種目28競技になっておりまして、県内にそれぞれの対応する競技団体が一応一通りございます。この中で、実際にオリンピック・パラリンピック対象の競技がどういう競技が誘致できるのか、実際に合宿キャンプ等が行えるようなハードがあるのかどうか、受け入れ体制がどうなのかといったことをまず情報交換、情報を共有するためにまずこの部会を立ち上げて、最初の段階で、この12月の第1回部会でさまざまな情報交換をした上で進めていきたいというふうに考えております。

○**河野委員** 直近のオリンピックで、日本では長野オリンピックってありますけど、例えば、

隣県とかそういうところでこういう誘致をするというんでしょうか。そういう合宿とか、何というんでしょうか、東京で行われるオリンピックで、宮崎で誘致するという発想というんでしょうか、これがちょっとすっと入らないというか……。

○孫田観光推進課長 もちろん、オリンピック本体は東京の会場で実施されるわけですが、その以前にさまざまな——まだ7年間ございますから、当然それ以前に代表等の強化合宿あるいは将来のオリンピック選手に育てるためのジュニアの合宿、こういったものが日本全国さまざまな地域で実施されるというふうに考えております。

これまでも、宮崎県ではワールドカップの他国のチームが来たり、あるいは侍ジャパンの合宿等のさまざまな日本代表の合宿等が行われておりますので、こういったものをさらに広げていければというふうに考えております。

○黒木委員長 よろしいですか。

○河野委員 はい。

○井上委員 まず、ちょっとはっきり教えていただきたいのは、県内の経済の概況というところで、この報告を概況で見る限りでは、景気は回復しつつあって、現実に宮崎県内の企業もその方向性を見せていると。これを何か、きょういただいたのを細かく、コンパクトに課長が伝えたとしたら、どんなふうな伝え方になるわけですか。

○田中商工政策課長 景況は、方向としてはプラスの方向に行っておりますけれども、内容を見ますと、やはりいいのは公共工事、それから太陽光発電などの関連、それから住宅の駆け込み着工、いわゆるこういう建設業関連が割と好調であると。

それから、個人消費はまだまだ宮崎のほうはなかなかいいとまでは言えない状況でございます。

企業の状況を見ますと、これまでやはりなかなか県内まで波及がなかったんですけども、大手のほうを見ますと、自動車関連ですとか、新車効果もありましてプラスになってきてるとか、そういった動きが見られるようになりました。

しかし、中小、特に町村部にあるような中小企業については、なかなかそこまでの状況にはないということでございます。ですから、今、いいのは公共関連と一部大手企業が中心でございまして、まだまだその県民の一人一人、個人レベルでの景況感というのは、そこまでは至っていないのかなという状況じゃないかと思っております。

○井上委員 そこが物すごく大切なところで、実感というのがなかなか湧かないと個人消費にいかないというのは、これはもう御存じのとおりなので別に議論する必要はないんですけど、私たちが指標として一番感じるのは雇用だと思うんですよ。雇用の状況がどう変わってきたかということが一番指標としてわかりやすいと思うんですね。

先ほど、緊急雇用対策費の問題とかもちょっと、できたらあれは国が、その使い方が間違っているなどというような意見よりも、日本全体の雇用、景気を回復させるということが復興にも大きな力になるんだというのが最初の議論だったと思うんですけどね。だから各県にも雇用対策費というのが出されて。そして、ほかのところはうらやましいぐらいですね、埼玉県なんか6億返せる力があるというのはもうすごいことなんだけど、うちは1,200万だったとしても惜しいなと、これをもっと使えたらなと。

先ほど御説明があったように、これよりも大きい幅で具体的な事業を組んだ上で、でも結果としてここを、この1,200万返さざるを得ない状況になったということで、もう納得するわけですけどね。何かそういう説明するほうの側も厳しいだろうな、きついだろうなと思いながら聞くわけですけど、やっぱり雇用政策、雇用環境というのがどう変わったかという形で、私はやっぱり景気回復したかどうかというところは、そこで見るべきではないのかなと思うんですよね。

先ほど言われた中で、収益はまだ上がってはいないと、収益は逆にマイナスな部分があると。だから、宮崎県の経済全体を考えたときに、その公共、建設業関係のところは少し上向きで、業界的にいうとどこのところがマイナスで、全体的に雇用で伸びないのはどこなのかという分析というのはどのようにされているんですか。

○田中商工政策課長 求人状況を見ましても、やはり求人がふえているのは建設業関連、それから製造業の中でもやっぱり建設に関連した窯業、土石ですとか、そういった部分が伸びているということで、雇用の面でも、今引っ張っているのは建設業関連、それから医療・福祉関連ということでございます。

製造業も多少動きは出ておりますけれども、まだまだその力強い動きとまではいってないのかなというところでございます。

○井上委員 先ほど、西村委員のほうからファンドの問題について、あれは今回で一応終わりましたからという形のお話だったんですけど、今後、県がやっぱり雇用対策をどうしていくのかというときに、これがやっぱりベースにならざるを得ないと思うんです。業界的にどこがよくて、そこはやっていけると、でもここはこうだと、だったらここに力を注ぐ必要があるんだ

とか、雇用政策にこれを生かさないといけないと思うんですよね。

まだ、来年度予算を見せていただけていないのでちょっとよくわからないんですけども、今の段階で結構ですので、どういうふうはこの現況というのを生かしていこうとされているのか。

そして、見通しも含めて大変厳しいのはあると思うんですけども、そこをちょっと聞かせていただきたい。

○田中商工政策課長 確かに、今、景気を引っ張っているのは公共関連ですけども、やはり県民の方々の雇用とか、幅広い意味での雇用とか、そういった面では製造業ももちろんですし、観光関連ももちろんですし、それから海外との交流とか、そういった面でも力を入れていかなければならないと思っております。

そういった面で製造業に関連しましても、今の国のほうでもものづくり補助金というのが補正で措置されまして、その関連でやはり設備投資もかなりふえているという状況はございます。

そういった国の事業と相まって、県のほうでもそういった製造業関連、特に、ここ、東九州自動車道がつながるとなれば、より北部九州とのつながりとか、そういったのも重視していかなければなりませんし、それから観光面でも、先ほどありましたように、大分と宮崎、連携していかに観光客を引っ張ってくるかということもでございます。

また、東アジアとの経済交流を盛んにさせていくと、こういったことにつきまして、やっぱり県としても今後力を入れて取り組んでいくということで、現在検討をしているところでございます。

○井上委員 もう先に言っていたので大変私も心強く、今お聞かせいただいたと。先ほ

ど御説明のあったオープンラボとか、ああいうものというのは、非常にこれからの宮崎県の政策の下支えをするには大変いいものをつくっていただいたと。私、あそこの、食品開発センターとか大好きなところで、どんどんやっていけるといいなと思っているわけですね、実は。

それで、先ほど河野委員からも出たそのおもてなし部会、あれが宮崎県でどうできて、そして雇用につながっていくようにどうしていったらいいか。フードビジネスについて、雇用がついてるというところに、私は物すごく、今回採択されたものについては大変な評価をしているわけですよ。

だから、東アジアの今後どう活用させていくか、いろんなことをどう広げていくかという点で言えば、これから県の予算が動いていくときに、雇用対策としてどれだけの金の確保を、県の予算を確保して、そして国の動きと相まって、どこで予算を獲得してくるかということが政策的に考えられていかないと。受け身だけではもう我が県でどうやっていけるかというのがちょっと不安になってくるわけですよ。

だから、今回現況をこうやって報告をいただいて大変うれしいんですが、予算のつくり方と——私は知事にはもう常にそれをお願いしたいわけだけでも、余り細かく切って金を、ちまちました金の使い方をせずに、本来どこに金を注いだら一番いいのかということ、部長含めて議論を丁寧にしていただいて、そして、今ここがやるべきところということには、少なからず予算の効果がでてくるような形での予算のつくり方というのをやっぱりやってほしいわけですよ。

今回の議会では遅いのかもしれないし、まだ財政課と議論してる途中なのか、また、もう確

定してしまったのか、そこのところが大変わからないところもあるわけですけど、やっぱり雇用という指標は宮崎県内の個人消費も含めてですけど、景気を回復させていくときの大きな力になっていくと思うので、そこをしっかりとやっぱりやっていく必要というのがあると思うんです。

観光の振興も含めてそうですけども、人が動かない限りは経済的な活動というのは効果は出てこないわけだから、そこをどうやってつくり上げていくのかというのは、やっぱりきちんと政策的な仕上げ方というのを——だから、現状を踏まえ、政策的効果がしっかりと出るような形で議論をしていただくことを、本当に今回、切にお願いしたいわけですよ。

だから、先ほど大変苦慮しながら雇用の問題とか報告をしておられましたが、本当、あんなのって、国が吸い上げなきゃいいのにとかって、実は思いますよね。だから、生きた金になっていくように、予算がきっちり使われていくように、そういうふうな政策的な効果が出るような、今回この現況をベースとして考えていただきたいと思っているところなんですけど。

○茂商工観光労働部長 私も、本県の場合は中小企業が99.9%を占めておりますんで、そのあたりをいかに活性化させていくかということが一番大きな課題でありますし、県民所得の向上ですとか雇用の安定、これがやはり非常に大きな課題だというふうに思ってます。

そういう中で、明るい兆しが若干見えてきてはおりますけども、いろいろ業界の方と意見交換をしますと、なかなか地方にはいい効果というか、波及効果が来てないなという話とか、あるいは一番きついのは電気料金の値上げとか、いろんな、燃油価格の高騰とか、それから原材

料の仕入れが非常に高くなってるとか、そういうことが非常にやっぱりきついというふうな話をされてて、なかなか景気がよくなったという実感は湧かないなという話をされてます。

先ほどいろいろ御説明を担当課長もしましたが、私ども、これからやはり人口が減少していく、少子高齢化時代を迎える、そういう中で、一方では国内市場に売っていくことも大事ですけども、やはり東アジアに売っていくことも必要だということを今一生懸命やってるつもりです。これについては、メディカルバレー構想もそうなんですけど——これはあくまで分析はしておりますけど、これを踏まえた上で、来年度に向けての予算の構築とか、そういうことを一生懸命やっていきたいというふうに思っています。一生懸命頑張りたいと思います。

○井上委員 ちょっともう一つ、東九州広域観光推進協議会の設立というのは、これは一つの具体的な動きの中で大変おもしろいと思うんですよ。これはしっかりと仕上げていただきたいと思うんです。大分県の観光、大分と宮崎県とがタイアップしてというのは、これはなかなかおもしろいと思うんですね。

議場でちょっとカジノの問題とか言わせていただきましたが、長崎だったら佐賀とか福岡とまた連携しながら、ハウステンボスにというようなくくりで何かいろいろつくっておられるわけですね。私は、あのときちょっと広げて九州全体の力を借りたらどうかみたいなことまで言わせていただいたんです。ですから、具体的にですよ、具体的に県同士でのこういう連携——例えば、鹿児島と熊本と宮崎はもう具体的に今3県合同で動いてるわけだから、だからそういうことも含めて具体的にどうやっていくか——実効性のある形で具体的に動いていくという、

ここの中で何を仕上げていくかということをしかりと明確にしながら、これについてはやっていただきたいと思います。今のところ何か決まったこととかいうか、取り組みとしてこれはこうだということなどが進んでる部分というのはあるんでしょうか。

○孫田観光推進課長 委員おっしゃるとおり、これまで南九州3県におきましては、熊本、鹿児島、宮崎で連携をとって広域のルートを開拓をするなど、またキャンペーン等も行いながら取り組んできたところですが、従来、この東九州の交通網が非常に不便であったために、大分との連携というのがこれまで行われていなかった。今回、この高速道路の開通等を機に取り組んでいこうという、やっとその機運が熟してきたというふうに考えております。

今後この両県で何に取り組んでいくかということですけども、もちろん両県の、先ほど御説明申し上げましたように、北九州・中国地方・四国地方というのが、従来は大分県と宮崎県がつながっておりませんでしたので、宮崎から営業がしにくかった部分がこれで誘致対象として大きな役割を占めてくるようになるのではないかと考えております。従来、余りキャンペーンをやってなかった部分について、重点的にやっていきたいというふうに考えております。

また、先ほど御説明の中で申し上げましたように、高速道路の割引制度というのが既に制度としてあるようですので、これが活用できれば——九州一円あるいは、さらにほかの地域から宮崎県内、大分県内については割引で高速道路が行けますというような制度が利用できれば企画をこれから検討していきたいというふうに考えております。

なお、それぞれ県独自ではお互いの県に対し

て観光のPR等を行うということについては、少なくとも宮崎県は大分県内に対して既にキャンペーン等を始めております。

○中野委員 東九州広域観光推進協議会、この構成メンバーですが、宮崎県は公益財団法人宮崎観光コンベンション協会会長、いわゆる観光協会の会長ですよね。大分県はツーリズムおおいの会長ですが、この人が観光協会の会長に匹敵する人なんですか。

○孫田観光推進課長 委員のおっしゃるとおり、これがいわゆる大分県における宮崎県の観光協会と同じ役割を果たすものとなっております。

○黒木委員長 もう12時過ぎましたが、ほかに質疑がないですか。あと、その他と請願の審査になっておりますが、このまま延長したほうがよろしいか、午後に再開したほうがよろしいでしょうか。延長してよろしいですか。

○井上委員 1時からしたほうがいいのではありませんか。意見の途中だけでも……。

○黒木委員長 後の質疑は午後1時から行います。

それでは、暫時休憩します。

午後0時4分休憩

午後1時3分再開

○黒木委員長 それでは、委員会を再開いたします。

午前に引き続き、その他報告事項についての質疑を行います。

○井上委員 続けて、よろしく申し上げます。

東九州広域の観光推進については先ほど御説明をいただいたので、ぜひいろんなことをできるだけスピーディーにやっていただくように要望をしておきたいと思う。これやっぱりおもしろいと思うんですよ、やり始めると。この東九

州軸を含めていろいろやっていると、また違うものができ上がってくる可能性もあるので。それから、いろんな意味でお土産の開発とかですよ、共同での。あんなのとかいろいろやったりすると大分の蒲江のとことかもおもしろいし、いろんなどころがおもしろくなっている。ぜひ福岡のほうに大分の方も、うちの延岡あたりの人も大分のほうに行ってるので、それができるだけこっち側に持ってこれるように努力をお願いをしたいというふうに思っています。

それともう一つ、韓国とそれから台湾への知事のトップセールスというのが報告をされてるんですけど、ぜひこういうのはどんどんやっていただきたいというふうに思っているわけです。同時に、どこの地域もそうなんですけども、ローカルスーパーですよ、もう普通にその近所に、その地域地域にあるスーパーを含めて、その地域の中で一般の方が来られるような、大手でもいいし、いろんなどころのそういうものに対してのセールスというか——知事が行かれるのは多分大きいところばかりしか行かれないんだろうけれども、そういうのも取り扱うところにも一度広く、知事も出かけていただけるといいのかなというふうに思うんですが、それについてはどのようなお考えがありますか。

○日下オールみやざき営業課長 今回台湾のほうに、知事ともども行かせていただきまして、トップセールスをしたわけですけども、この台中市の彰化県にある裕毛屋店舗につきましては、確かに若干、値段のほうは高め、高級なスーパーではあるんですけども、基本的には地元の方々が中心に買われるようなスーパーということで、そういった意味ではまさしく、委員おっしゃるような、今回取り組みとしてやらせていただいた面というのがあると思います。

また、それ以外の地域につきましても、例えば香港につきましても、確かにおっしゃるとおり、これまでは高級、宮崎牛とかそういったものが主体となって輸出をしておりますので、高級な日本料理店とか、そういったところでのトップセールスを中心で行ってきましてけれども、今後はそういった取り組みをローカルスーパーなどへも販路を拡大しようということで、今一生懸命取り組んでいますので、そういった取り組みが進捗する中で、ぜひそういった形でのトップセールスというのでも検討していきたいというふうに考えています。

○井上委員 実は10月に、家族で台湾に行かせていただいたんですが、そのときにやっぱりちょっとここは台湾ではセレブと言われるような人たちが来るスーパーだというふうに言われて見せていただいた、連れて行っていただいたんです。そのときに実際に売り場に行ってみると、日本製品というのはいちゅうも物すごく売れてるんですね。そういうのは、企業から来て名前だけ、台北のほうでつくってたりするんだと思うんですけど。農産物も来てはいるんですけど、北海道産のものがもうやけに、目につくぐらいいっぱい置いてあるわけですね。

香港のセレブの人たちが利用するスーパーというのは——この前私も会派の調査のときに行かせていただきましたが——格段に、もうちょっと話が違うぐらいのレベルのものが置いてあったので、そことの比較はちょっとできないんですけど、台湾だったらもっと広く宮崎のものも受け入れていただける可能性というのは非常に高いので、何か工夫した上で——漬物とかそういうものだけでなく何か工夫を一つ、ちょっとひねりを二、三カ所入れないといけないと思うんですけど、入れていただけるといいのかな

というふうに、実は思った次第でした。

せっかくなので、誰もが手にとれるような、何かそういうものはまずはつくって、そこから広がっていくようなことが何かできないのか。そこはぜひ一度研究していただくと、味噌が今度定番化しそうだというふうなことだと、これもまたうれしいなと思うんですけど、何か宮崎というものが認知されていくようなものを売り出しをちょっとお願いできたらなというふうに思う。またそのときに知事が行って、やっていただけるといいのかなと思うんですけど、その辺はいかがなんでしょうか。

○日下オールみやざき営業課長 おっしゃるとおり、北海道のものというのは非常に台湾でも人気があると聞いてまして——やはり暖かい台湾と、ある意味、全く真逆のそういった風土を持つ北海道ということで、そういった意味での憧れみたいなものも恐らく台湾の人たちにはあるのかなというふうには推測します。

ただ、おっしゃるとおり、宮崎のものというのも今後どんどん売り込んでいけないいけない中で、確かに、現地で作られているような値段の安いもの、そういったものと競争するのはなかなか難しい面もあると思うので、やはりその宮崎らしさというのを売り出しているかないといけない。

そういった中で、台湾においても最近是非常に健康志向というか、安全・安心なものであったり、健康に資するものだったり、そういったものに対する志向というのが高まっていると聞いています。

そういった意味では、まさに宮崎というのがその農産物については安全・安心というのを売りにしていますので、安全・安心であったり、まさしくそれ以外、無添加のものであったりとか、

そういった台湾の今後伸びるであろう志向に合わせたものというのをしっかり宮崎としても打ち出して、売り込んでいくということもぜひ考えていきたいなというふうに思っています。

○井上委員 農業構造の改革をするならフードビジネスというのはもう本当に、今回何度も議論させていただきましたが、もうここは本当に宮崎県にとってみてもすばらしい、これからいろんな動きが考えられるので、限定した、固定的な感覚ではなく——ちょっと魯山人さんじゃないですが——途方もないような発想の中から、思いもかけないような結果が出せるようなことも含めて、やっぱりいろいろ組み立てをお願いして、それを販売したり売り込みをしていただけるといいかなというふうに思っています。期待していますので、よろしく頑張ってください。以上です。

○黒木委員長 ほかに質疑はありませんか。

○清山副委員長 済いません、一つだけ。17ページの海外工場進出に関する調査についてなんですけれども、今後の海外展開の基礎データの一つとすると書いてあるんですが、これは製造業の生産拠点の海外進出という話なので、いい進出と、もう一つは雇用やら拠点の流出という二面的な見方ができるんじゃないかなと思ったんですね。

工場進出の理由も、一番多かったのが県内生産ではコストが合わないからで、進出国の選定理由も1番が人件費等のコストが安いと、そして海外工場の取引先も35.7%が日本向けなので、結局、外に行ってつくって、また日本に対して取引をしているということですよ。一つ、もし人件費がきちんと見合うのであればきちんと県内で雇用して日本の中で取引ができたんじゃないかというものもありますし、県内工場の雇

用数の変化もちろん、「増えた」が28.6%で、「減った」が14.3%で、残りが「変わらない」なんですけれども、もしこの中で工場を県内でふやしていただければ、もっと雇用もふえたというシミュレーションもできます。

ただ、必ずしも全部閉じ込めるんじゃない企業経営戦略もございますから、いろいろありますけれども、二面的にいい進出と、一方で県内の雇用対策の上で、どうして県内ではこういう雇用やら工場ができなかったのかという課題を探る上でも参考になるんじゃないかなと思って聞いてみますが、どんなでしょうか。

○椎産業振興課長 今回の調査におきましては、確かに、海外進出といいますと雇用の流出という側面がどうしても一面に出てきますけれども、今回の調査結果では、今委員がおっしゃいましたように、85.7%の企業が雇用が「増えた」あるいは「変わらない」という回答をいただいています。これは、中身を調べてみますと、県内工場で作っているものと実際海外で作っている製品が違うということで競合してないということ、一つその例がございます。

それで、あともう一つは、自動車部品関係で見ますと、一部の製品をつくるのにコストの合わない製品は海外で作って、そして高度な技術を要するものは県内で作ると。そしてその結果、コスト競争力がついて国内での需要が伸びて雇用につながったというような事例もございました。

そういう意味では、我々としましては、海外展開というのは、委員がおっしゃいましたように、企業戦略の一つでございますから、それを我々がどうこう言える立場ではございません。

ですが、国においても海外進出については積極的に取り組むということを言われてますので、

海外進出に取り組む企業につきましては、国の中小企業基盤整備機構あるいはジェットロ等の窓口を紹介をさせていただきたいと思っております。

ただ、県内の中小企業は非常に小規模なところが多いですから、こういうところがいきなり海外工場を展開するというのはなかなか難しいということ、それから小規模なところは海外に工場を進出するとなるとどうしても雇用の流出というふうにつながるところがあるということもございまして、我々の、県の施策としましては、現時点では海外の製品の輸出、ここに重点を置きたいと思っております、そういう意味でことし10月には香港エコエキスポアジア2013に県内企業3社が出展しました。

ここではかなりエコ関係で、香港が非常に、環境を課題にしてそういう製品を取り入れたいと——例えば、食物残渣を処理する機械が欲しいとか、そういう要望がございます。そういう製品をつくっている県内企業を紹介しまして、実際に商談が成立しそうな部分もあります。

そういう意味で、そういう企業を海外に紹介しながら、県内製品を売り込んでいくということに今のところ重点を置いて、雇用を失わずに県内の企業が体力をつけていくという施策を展開してまいりたいと考えております。

○清山副委員長 どうもありがとうございます。

○黒木委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 ないようですので、それではその他で何かありませんか。

○外山委員 ないようですから。いよいよ来年に向かっての新規事業、検討に入っておられると思います。来年、商工観光労働部として、ここに重点を置いて、こういう施策を重点事業と

してやっていこうというのはあると思うんですね。部長の、それはいっぱいあるでしょうが、幾つかに絞ってお聞きをしたいんですが。

○茂商工観光労働部長 現在、来年度の新規事業ということで今検討を進めているところでございます。

その方向性としては、商工観光労働部、課題がいっぱいあると思っておるんですけども、やはり2年後には宮崎と北九州の間の高速道路が開通する予定ですので、それを見据えたような施策が必要だろうと思っております。

それと、あと、これはことしからというわけでもありませんけど、東アジアを狙った戦略ですね。それとかあと、宮崎県のいわゆる、いろんなPRがまだ足りないんじゃないかということがありますので、もっとPRを積極的に打っていききたいとか、あとはフードビジネス関係もさらに前向きに取り組んでいきたいと思っておりますし、それとあとオリンピックですね。7年後でございすけども、やっぱり早い時期から準備をしなきゃいけないということで、オリンピックに向けてのいろんな体制づくりもしていきたいと思っております。

その他、いろいろ盛りだくさんで検討はしております。以上でございます。

○外山委員 事業を立ち上げてそれを実践していくためには、どうしても裏づけの予算がそこにはないと何もできないということになりますが、できたら、今言われたような重点事業の概算要求を財政のほうに上げてますよね。それを、部長に言っても、私が個人的に言ってもしょうがないので、委員長にお願いしたいんですが、この委員会に概算要求の重点事業の額を提示をいただきたい。委員長のほうからお願いをしていただきたいと。お願いします。

○黒木委員長 それは、いつまでに。

○外山委員 いや、早いほうがいいちゅうか、これから2月議会の前に委員会がありますよね、多分、閉会中に。今まで各部から財政へ上げると、各部の上げたものを財政とやりとり、密室の中なんですよ。本当は、その過程を県民にも知ってもらう必要がある。ところが、なかなかそのやり方、その他で難しい面がありますから、少なくとも議会の議員の、我々にはそういう流れというか、この部分はこういうことやりたいが、財政のほうはそれどういうふうにとめて予算化していくか、その過程が知りたいんですね。

そういうことがあって初めて2月議会で予算が提示されたときに、前向きの議論ができるんです。ところが、今まで全く事前のそういう、各部が考えておられることがわからずに、ぼーんと予算の提示だけありますから、どこか議論が、中身が伴わない。そういう意味でぜひお願いしたいんで……。時期は、そうですね、そんなに、きょうあすちゅうわけにはいきませんが、上げておるわけでしょうから、できるだけ早い時期にお願いをしたいと思います。

○黒木委員長 部長、何らかの形で、それは対応できますでしょうか。

○茂商工観光労働部長 予算編成については、私の記憶では総務部のほうでも一定の公開をされてるとは思うんですけど、これについては商工観光労働部で判断するわけにもいかないと思いますので、総務部とも十分話を、ちょっとしてみたいと思います。

○外山委員 いや、総務部のほうに話をすると、それはちょっと困ると間違いなく言いますね。言いますよ。それは、部長にここで聞く話じゃなくて、委員会としてそういう要求をしてほし

いということでもいいんじゃないんですか。あとの対応は、向こうが聞くか聞かんかだけの話で。

○黒木委員長 この件については、また委員で協議したいと思います。

ほかに、ありませんか。

○中野委員 今、外山委員が言われたことの一点だけ、具体的なことをお願いしておきたいと思います。

お願いというよりも既に約束されておったことですので——まずその前に、その他報告事項でも聞こうかなと思ったんですが、このえびの高原のアイススケート場、先月末にオープンしました。それで、補修工事が完了してということでしたが、その補修工事費が幾らかかって、その財源はどういうものであったかをまずはお尋ねしておきたいと思います。

○孫田観光推進課長 今回の緊急工事といえますか、今年度分の当面の工事につきましては、県と指定管理者の両方でそれぞれ分担して実施したところでございます。県の施工部分は約71万円、指定管理者の施工部分が約132万円という内訳になっております。

○中野委員 203万円をかけて補修工事をされました。それで、大規模というか、本格的な工事は新年度ということでありました。それで、年が明けたら、シーズンが終わったら本格的な工事になると思うんですが、改めて言質をとるというわけでもありませんが——じゃあ、とらんにやいかんわけですね。その本格的な、これは工事を必ずするという約束と、当初予算にそれを計上するというをひとつ部長からお答えを願いたいと思います。

○安田観光物産・東アジア戦略局長 私のほうで。6月議会でも委員から御指摘がございましたけれども、今年度、昨シーズンにスケート場

の氷の状況等の調査をしまして、それを踏まえまして、現在、来年度の当初予算でお願いをしたいということで、専門家の御意見も伺いながら検討を続けております。以上です。

○中野委員 今のは、それは間違いなくされるわけですね。それをまた財政と云々とやると、困つとよな。

○安田観光物産・東アジア戦略局長 来年度の当初予算で予算を計上する方向で検討しておりますし、必ずそういうふうに持っていきたいというふうに考えております。

○中野委員 はい、わかりました。

○黒木委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 ないようでしたら、これで質疑を終わりたいと思います。

それでは、続きまして、請願の審査に移ります。

まず、請願第37号ですけれども、建設産業再生のための技能労働者の確保・育成支援を求める請願についてですが、執行部からの説明はございませんか。

○久松労働政策課長 特に、これについてはございません。

○黒木委員長 それでは、委員から質疑はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 それでは次に、請願第41—2号、就学資金貸付制度の拡充並びに介護福祉士養成に係る離職者訓練制度の継続実施に関する請願について、執行部からの説明はございませんか。

○久松労働政策課長 これにつきましてもございません。

○黒木委員長 それでは、委員から質疑はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 それでは、ないようですので、請願の審査については終わりたいと思います。

それでは、以上をもって商工観光労働部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後1時23分休憩

午後1時26分再開

○黒木委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案等についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○大田原県土整備部長 商工建設常任委員会の皆様方には、かねてから県土整備行政の推進につきまして、格段の御指導、御協力をいただいております。厚くお礼申し上げます。

議案等の説明に入ります前に、お礼を2件述べさせていただきます。

まず、現地調査についてでございます。

委員の皆様方には10月31日に県立平和台公園、平和の塔を調査いただき、まことにありがとうございました。

当日は、平和の塔の内部をごらんいただきますとともに、周りの眺望につきましても御確認いただきました。調査先での御意見等につきましては、今後の参考にさせていただきたいと存じますので、よろしく願い申し上げます。

次に、ポートセールスについてでございます。

11月10日から13日の韓国訪問の際には、福田議長、清山副委員長を初め、4名の県議会議員の方々に、日向市長、日南市長とともに、南星海運株式会社のソウル本社を訪問していただき

まして、細島港及び油津港への寄港継続について要望していただきました。この場をお借りしてお礼を申し上げます。

それでは、今回の委員会で御審議いただきます県土整備部所管の議案等につきまして、その概要を御説明いたします。

申しわけありませんが、座って説明させていただきます。

お手元に、商工建設常任委員会資料をお配りしておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

資料の表紙をめくっていただきまして、目次をごらんください。御審議いただきます議案、報告事項、そうしまして、その他の報告事項を担当課ごとに記載しております。

まず、議案につきましては、一般会計補正予算のほか河川法に基づく流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例など、4件の条例改正について御審議いただきます。

次に、報告事項につきましては、道路の管理瑕疵等に係る損害賠償額を定めたことについて及び県営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解及び調停についてであります。

最後に、その他の報告事項でございますが、宮崎県沿岸における設計津波——これはレベル1津波でございますが——の水位についてであります。

以上が、当委員会で御審議いただきます議案等でございますが、詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明させますのでよろしくお願いたします。

私からの説明は以上でございます。

○郡司管理課長 管理課でございます。

それでは、県土整備部の11月補正議案の概要について御説明をさせていただきます。

委員会資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

一般会計、繰越明許費補正の集計表でございます。

太線で枠囲みしております11月議会申請分の欄が、今回お願いしております繰越明許費でございます。

追加と変更増額の合計で70億5,806万2,000円をお願いしてるところでございます。

この結果、9月議会承認分と合わせた一般会計の繰越明許費は、一番下に記載しておりますように、17事業136億5,131万2,000円となります。

それでは、今回申請分の内訳について御説明をさせていただきます。

2ページをお開きいただきたいと思います。

追加7事業の内訳でございます。

また、3ページでございますが、変更で増額いたします7事業について記載をさせていただいております。

いずれの事業につきましても、用地交渉や関係機関との調整あるいは工法の検討に日時を要したこと等による発注時期のおくれにより、年度内完成が困難になりましたことから繰り越しをお願いするものでございます。

補正議案につきましては以上でございます。

○東河川課長 河川課でございます。

委員会資料の4ページをお開きください。

議案第4号「河川法に基づく流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

1の改正の理由であります。

ことし6月の河川法の改正により、既に水利使用の許可を受けた農業用水などを利用して行う、いわゆる従属発電について、登録制が導入されることに伴い、所要の改正を行うものであ

ります。

従属発電の登録制につきましては、下の図により御説明いたします。

通常の水力発電は左の図にありますように、ダムなどにより河川から直接取水して発電を行うものであり、これについては水利使用の許可が必要であります。それに対し、従属発電は、右の図のように、既に水利使用の許可を受けている農業用水内などにおいて、比較的出力の小さな発電機を設置して行うものであります。この従属発電に導入される登録制では、関係行政機関との協議や関係利水者の同意を不要にすることで水利使用手続の簡素化・円滑化が図られ、水利権取得までの期間の大幅な短縮が図られることとなります。

それでは、2の改正の内容であります。

(1)の条例第2条(流水占用料等)についてであります。流水占用料を納めなければならない者に、今回の改正による河川法第23条の2の「登録」を受けた者を追加するものであります。

(2)の条例第3条(流水占用料等の徴収)につきましては、流水占用料等の徴収方法に関する規定となっておりますが、この規定に「登録」に係る記述を追加するものであります。

最後に、(3)の施行期日につきましては、改正後の条例の公布の日から施行することとしております。

説明は以上であります。

○永田港湾課長 港湾課であります。

議案第10号「宮崎県港湾管理条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

お手元の委員会資料5ページをお開きください。

まず、1、改正の理由でございますが、宮崎

県港湾管理条例の延滞金の利率は、地方税法を準用しておりますが、この地方税法の改正により、利率が引き下げられることに伴いまして改正するものであります。

次に、2、改正の内容でございますが、中ほどの図をごらんください。

左の図にありますように、現行の延滞金の利率は14.6%、納付期限後一月を経過するまでの間については7.3%となっておりますが、右図の改正後にありますように、14.6%を特例基準割合に7.3%を加算した割合に、7.3%を特例基準割合に1.0%を加算した割合に附則で改正するものであります。

この特例基準割合とは、財務大臣が告示します国内銀行の貸出約定平均金利の年平均に、年1.0%の割合を加算した割合となっております。

ちなみに、現在の貸出約定平均金利は1.0%でありますので、14.6%は9.3%、また、7.3%は3.0%となっております。

次に、3、施行期日についてでございますが、平成26年1月1日から施行を予定しております。

説明は以上でございます。

○大谷都市計画課長 都市計画課でございます。

委員会資料の6ページをお開きください。

議案第12号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

1の改正の理由でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第2次一括法の施行に伴いまして、風致地区内において、建築物や工作物の新築などの行為に対する許可等の事務につきまして、原則として市町村の固有事務となったことから、所要の改正

を行うものであります。

2の改正の内容であります。風致地区内において、建築などの行為の許可を受ける際に申請者からの書類などを受理する事務などは、これまでこの特例条例によりまして、風致地区を有します高鍋町と高原町に移譲をしておりましたが、この法律の施行に伴いまして、自治体みずからが風致に関する条例を制定しまして、申請や許可などの全ての事務を行うこととなりました。

今回、高鍋町が高鍋町風致地区内における建築等の規制に関する条例を制定しましたので、移譲対象市町村から削除をするものであります。

3の施行期日につきましては、公布の日からとしております。

都市計画課からは以上であります。

○森山建築住宅課長 建築住宅課であります。

委員会資料の7ページをごらんください。

議案第14号「宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

1の改正の理由であります。ひとり親世帯の居住の安定を図るため、20歳未満の子を扶養している寡夫等について、県営住宅への優先入居を認めるよう所要の改正を行うものであります。

2の改正の内容であります。県営住宅の優先入居の対象としまして、現行の「20歳未満の子を扶養している寡婦」を「配偶者のない者(これに準ずる者として規則で定める者を含む)で20歳未満の子を扶養しているもの」に改正するものであります。

表をごらんください。

左の欄に優先入居の対象者、右の欄に現行の適用と、その右に改正の欄を設けております。

現行では、女性の寡婦世帯を優先入居の対象としております。

今回の改正によりまして、下の欄の男性の寡夫世帯、未婚の母と未婚の父の世帯を優先入居の対象に追加するものであります。

3の施行期日であります。平成26年1月1日からとしております。

建築住宅課は以上でございます。

○黒木委員長 議案の説明が終わりました。質疑はありませんか。

○中野委員 議案第12号、結局、これは高鍋町が削除ということで、高原町が1件だけ残っているということですか、宮崎県下26市町村で。

○大谷都市計画課長 今回のその2番に書いてあります改正の内容の事務、この事務につきましては、高鍋町と高原町のみになっておりましたので、残るのは高原町のみになります。

○中野委員 それは、高原町を説得できなかったんですか。原則で市町村の固有の事務となったことから——もう固有の事務となってるわけですから、それがなぜ高原は、削除というところまで至らなかったんですかね。

○大谷都市計画課長 今回の風致条例を策定する際に、政令によりまして、3年間の猶予期間というのが設けられております。平成24年の4月1日から27年の4月1日までに条例の改正をしていただくということにしておりまして、高鍋町はことし条例を制定をされました。高原町につきましては、今のところ26年に条例を制定するというところで聞いております。

○中野委員 そういうのを、だから、なぜ指導できなかったのと言いたいのかな、早うせんかと。

○大谷都市計画課長 この条例を制定ということで、私ども指導はしております。一応3カ年

の経過措置があるということですので、とにかくその3カ年の間にはお願いをするということで指導をしております。

○中野委員 地元の土木事務所の押しが足らなかったということですかね。

○大谷都市計画課長 この条例の制定のお願いにつきましては、私ども本課のほうで市町村のほうに指導はしております。土木事務所のほうも同じく条例の制定のお願いはしておっております。

○中野委員 わかりました。

○外山委員 議案第10号の港湾管理条例について、私の認識不足で申しわけないんですが、この港湾管理条例というのは何に係る税金で、誰が支払い義務なんでしょうか。

○永田港湾課長 港湾管理条例で定めておりますのは、港湾使用に係る使用料でありますとか、手数料とか、そういったものになっておりまして、条例で定めております。

○外山委員 具体的には、どういう業種ちゅうか、どういう関係の人なんですか、これに係るのは。

○永田港湾課長 基本的には港湾を利用する船会社でありますとか、港湾に立地してます企業さんでありますとか、船を使って荷物を出したり入れたりする業者さんが中心になっております。

○外山委員 この延滞金の改正ですよ。この延滞金というのは相当あるんですか、これは。

○永田港湾課長 港湾管理条例で定めております延滞金につきましては、一方で免除規定もございまして——やはり事業者さんの事業不振でありますとか、いろんな理由とかございまして、地方税法に準じて免除規定がございまして、基本的には延滞金というのは生じておりません。

○外山委員 生じてないのにここで何で改正するんですか。

○永田港湾課長 一応、そうはいつでも、やはり必要がある場合は延滞金も課せないとやっぱりなかなか入ってこないということで、こういう条例を定めておるところであります。

○外山委員 ちなみに、どのぐらいの金額が入ってくるんですか、この税金で。

○永田港湾課長 港湾課でそれに関して、今——税金じゃなくて使用料とかなんですけど——所管しておりますのが、24年度で約7億6,000万円ほどの収入がございます。

○外山委員 これは、地方税法の範疇に入るんですか、使用料というのは。

○永田港湾課長 港湾法の中で、港湾施設を使用する場合は使用料等を徴収することができるとなっております。それを港湾管理条例で決めております。港湾管理条例の制定に当たって、地方税法の規定に準ずるということになっておる関係で、こういった利率については地方税法を準じて制定しております。

○外山委員 はい、わかりました。結構です。

○中野委員 関連。この本則は変わらずに附則でこの引き下げのちゅうことですよ。何でその、附則で引き下げたわけですが、また本則に戻る可能性があるんですか。

○永田港湾課長 こちらにつきましても、地方税法が法律そのものを変えずに、当分の間ということで附則で制定されております。ですから、それに倣ってる港湾管理条例につきましても、国の法律に準じて、そういう附則で定めるということにしております。

○中野委員 そうですか。ほんなら、当分の間引き下げることですよ。14.6%が日歩4銭ですよ。その日歩4銭という延滞金はほか

のものも、全部この税法上に係るものは全てこの日歩4銭が全部通用しているということで。そして、これは附則で、その分だけは幾らか下げましょうということになったんですよね。その目的は何だったんでしょうか。

○永田港湾課長 私の聞いておる範囲では、24年3月の閣議決定において、延滞税の利率を含めた負担の見直しについて、平成25年度の税制改正時に成案を得ることとされておったようです。その関係で地方税法の見直しがされて、要は、今の現在の低金利の状況を踏まえて、事業者等の負担を軽減する観点から改正されたものと伺っております。

○中野委員 軽減したことはいいけども、これで延滞者が金利が安い安いで延滞が横行というか、するようなことであってはならないかなという気がしますよね。もともとは日歩5銭でしたよね、18.25%。それがいつの間にか日歩4銭に変わったんですよね。

○永田港湾課長 確かに、14.6%というのが、委員おっしゃるとおり、日歩4銭ということで定められておるようなんですが、申しわけございません。その18.25%からなぜ下がったかというのは、私どもちょっと存じておりません。

○中野委員 はい、いいです。

○黒木委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 ないようですので、それでは次に、報告事項に関する説明を求めます。

○坂元道路保全課長 道路保全課であります。

委員会資料の8ページをお開きください。

道路の管理瑕疵に係る損害賠償額を定めたことについて、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、御報告いたします。

今回の報告は、国道269号の支障木接触事故の1件でございます。

発生日、発生場所等につきましては、資料に記載のとおりでございます。

事故の内容について御説明いたします。

これは、自動車で行行中、進行方向左側の竹林から、突然道路上に倒れてきました竹が車両に接触し、車両の全部及び左側部を損傷したものであります。

過失相殺につきましては、事故の内容から通常のブレーキやハンドル操作で事故を避けることができなかつたと認められますことから行っておりません。

損害賠償額は15万7,095円となっており、全て道路賠償責任保険から支払われます。

説明は以上であります。引き続き、道路パトロールを徹底するなど、道路施設の安全確保に努めてまいりたいと存じます。以上であります。

○永田港湾課長 港湾課でございます。

資料の9ページをお開きください。

損害賠償額を定めたことについて、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、御報告いたします。

本件事故は、県北部港湾事務所敷地に植栽しております、高さ15メートルのワシントニアパームから枯れ枝が多数落下し、隣接地の駐車場に駐車していた車両の天井など4カ所に損害を与えたものであります。

過失相殺につきましては、事故の内容から被害者が事故を予測することはできなかつたと認められますことから行っておりません。

損害賠償額は、11万6,487円となっており、県の予備費から支払われております。

説明は以上であります。今後、同様の事故

が発生しないように、植栽などの点検を十分に
行い、事故防止に努めてまいりたいと考えてお
ります。以上であります。

○森山建築住宅課長 建築住宅課であります。

委員会資料の10ページをごらんください。

県営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解及
び調停について、地方自治法第180条第2項の規
定に基づき、御報告いたします。

県営住宅の家賃等を滞納している入居者に対
しましては、入居者の立場に立ったきめ細かな
納付指導を行っているところでありますが、入
居者の公平性を確保する観点から、誠意が見ら
れない入居者に対しましては、明け渡し訴訟等
の法的措置を講じているところであります。

表に掲げております2名につきましては、県
営住宅の家賃等を長期間滞納するなど、これま
での再三の納付指導に対しましても誠意が見ら
れないことから、宮崎県営住宅の設置及び管理
に関する条例の第33条第1項の規定に基づき、
住宅の明け渡し請求を行ってりましたが、そ
のうち、上の段の1名につきましては、誠意あ
る対応が見られず、期限までに住宅を明け渡さ
なかったことから住宅の明け渡し請求と家賃等
請求の訴えを提起するものであります。

また、下の段の1名につきましては、滞納し
ている家賃を分割により納付する旨の申し出が
あり、やむを得ないものとして和解を行うもの
であります。

表の右のほうの専決年月日に、それぞれ専決
処分を行ったものであります。

建築住宅課は以上でございます。

○黒木委員長 報告事項について説明が終わり
ました。質疑はありませんか。

○中野委員 ちょっと説明でわかりませんでした
が、この9ページのほうですよ、これは県の

予備費からということでしたよね。落下物、枯
れ枝が落ちたわけですよね。その木が県の所有
地にあったから補償したちゅうことですかね。

○永田港湾課長 これは、県の北部港湾事務所
の東隣に飼料工場がございまして、そこの門の
前が駐車場になっております。そこのちょうど
敷地の間、港湾事務所内にこのワシントニアパ
ームが立っており、当時強風であおられまして
隣に駐車していた車の屋根等を損傷したという
ことでございます。

○中野委員 そういつきのための保険という
のは何もないわけですか、掛けてないというこ
とですかね。前段は、道路賠償責任保険という
保険対応を、道路だったからそうだったと思う
んですが。何か、まあ、ないんでしょう。ない
から予備費から払ったんですよね。

○永田港湾課長 委員おっしゃるとおり、港湾
関係でも臨港道路につきましては、そういう保
険に入っており、敷地の建物等は入っておりま
すが、こういった植栽等については保険に入っ
ておりません。

○中野委員 7月5日という日は何か、風が強
かった日なんですか。

○永田港湾課長 当時、朝7時ごろですけど、
強風注意報が出ております。

○中野委員 そういつ、風が強いときのこうい
うのは免責になるんじゃないかなったんですか
ね。

○永田港湾課長 よっぽどの強風とか、通常あ
り得ないものだったらそうなんですけど、通常
有すべき安全性を備えてなかったということで、
過去の判例等からもこういったものは損害賠償
の対象になるということで、私どもは判断して
おります。

○中野委員 風がかなり強くて、注意報か何か
出ていたと思うのよな。そんでもってそのとき

ばっか落ちるはずがないと思いますが、免責になりませんか。

○永田港湾課長 今までの道路等の、こういった類いの損害賠償の判例等を参考にいたしますと、この程度の風ではと言ったらあれですけど、免責になるほどはないと考えております。

○中野委員 判断は誰がしたの。

○永田港湾課長 一応そのときに被害の報告を受けまして、事務所の職員が現場を確認、写真とか被害の程度を確認して、確かに港湾事務所内のワシントニアパームから落ちた枝だということを確認いたしましたので、そこで判断しました。

それと、その後、私どもの港湾課のほうに報告がございましたので、写真等から港湾課で検討して判断しております。

○井上委員 ちょうどこれ、上のほうも7月5日、下も7月5日なので、多分、県全体に強い風が吹いてたんでしょうね、そういうことなんでしょうけど。実は、以前、特別養護学校にやっぱりワシントニアパームがあって、そしてそれがちょうど玄関にあったわけですよ、その学校の玄関のところに。で、子供たちが来るときに、やっぱりこういうことが起こるわけですね、枯れた枝がぼとっと落ちたりですね。

ところが、それを切ることができない、その木を切れないということがあって、後で対応していただいたんですけど、実際、植えたものというのはなかなか動かせないじゃないですか、こういうもの。これは、また起こる可能性があるわけですね。

だから、先ほど中野委員が何度かおっしゃるように、こういうことが起きる可能性があるものをずっとこのまま、ここに置いとかないかんわけですけど、何かこの方法ってないんですか。

けがをさせたんじゃないからよかったけど、人間がけがした場合が危ないかなというふうに思いますね。

○永田港湾課長 おっしゃるとおりですので、このワシントニアパームにつきましては、ネットバンドをいたしまして、もう二度と落ちないようにやったんですが、そのほかの似たような、下に落ちれば危害が加わるというようなものについては、すぐに対応したところです。

ちょっと説明が足りませんでした。基本的にこういったものの、台風とか強風のときに落ちないように枯れ枝の除去作業はしておるところです。

今後ともまたこういったことがないように注意深く維持管理事業に当たっていきたいと考えております。以上です。

○井上委員 植栽物というのは、景観はよかったですけど、なかなかその維持というのは難しいことは難しいんですよ。そういうところを見直さないといけないところも十分あるんじゃないかなというのは思いますので、また検討ください。この橋通りもなかなか大変なんです。あれ、ぼとっと落ちたり、いろいろ問題ありで。

次、建築住宅課のこの訴えと和解及び調停でちょっと教えてください。この生目台の方のほうは大体何歳ぐらいで所得とかも全然なしで、このまま来られて家賃をそのまま滞納ですか。それとも、この……。どっちも生目台ですね。

下のほうの方は、例えば、生活困窮度といったらおかしいけども、生活困窮してないのにといいふうにして理解していいのかどうか、そこをちょっとお聞かせください。

○森山建築住宅課長 上の段の方につきましては、年齢は55歳ということでございますけども、

民間の会社にきちんと勤めておられまして、家賃滞納が8カ月分ぐらいされておられて……

○井上委員 何か月。

○森山建築住宅課長 8カ月分です。失礼しました。家賃8カ月分とあと駐車場代。そしてあと、ことし3月に明け渡し請求をしておられて、その明け渡し日以降も残られたので、明け渡し日以降に残られた場合には損害賠償金ということで、5カ月分を家賃等として請求するということをございます。

この方は、その明け渡し請求した後に、3月の末に納付誓約をされまして、一時期履行されておったんですけども、その後、連絡等がとれなくて、今も連絡がとれない状態ですけども、それで訴えの提起を起こしたということをございます。

次に、下の方でございますけども、この方は10カ月分ほどの家賃を滞納されておられて、ことし6月に明け渡し請求を行いました。その後、最近また就職がきちんとできたということで、分割して納入しますということで誓約できたものですから、和解するというところでございます。

○井上委員 はい、わかりました。

○黒木委員長 ほかに質疑はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 ないようですので、それでは次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○東河川課長 河川課でございます。

私のほうから、宮崎県沿岸における設計津波の水位について御報告をいたします。

委員会資料の12ページをお開きください。

まず、1の設計津波、いわゆるレベル1津波についてでございます。

既に御承知のこととは存じますが、最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波をレベル1津波としておられて、海岸保全施設の整備など、いわゆるハード対策を進めていくことが求められております。

このため、平成23年7月の海岸3省庁通知に基づき、堤防整備などの目安となる設計津波の水位について検討を進めてきたところであります。

先月の21日に開催いたしました第3回宮崎県沿岸津波防災地域づくりに関する推進計画策定連絡会の場におきまして、設定案を公表し、学識経験者を初め、沿岸市町や国などの関係機関の意見を伺った上で、今回決定したところであります。

決定内容につきましては、次の2をごらんください。

(1)の地域海岸の設定についてであります。

湾や岬の自然条件や、港湾・漁港の管理区分などに基づきまして、宮崎県沿岸を下の図のとおり、13の地域海岸に設定いたしました。

13ページをごらんください。

(2)の設計津波の水位及び必要堤防高の設定についてであります。

過去の津波の実績を整理した上で、数十年から百数十年に一度到達すると予想される津波のグループを選定いたしまして、津波シミュレーションを行い、その結果から、設計津波の水位を設定し、あわせて地震による地盤の沈降量などを考慮した必要堤防高を設定しております。

今回の決定内容は、ページ下の表となります。

左側に13の地域海岸、その右側に各地域海岸における設計津波の水位及び網掛けの欄に、レベル1津波に対する必要堤防高を記載しており

ます。

本県における必要堤防高は、おおむね4メートルから6メートルになります。

また、地形や構造物の影響から津波が集中するなどの理由により、部分的に津波高が大きく変化する区間は細分区間として括弧書きで記載しております。

なお、実際に整備を行う場合には、台風などによる高潮や波浪の水位と比較の上、環境や景観との調和、経済性、公衆の利用などを総合的に考慮して、具体的な堤防等の位置や高さを決定することとなります。

なお、ここに記載しておりませんが、今回の決定内容につきましては、国土交通省や隣接する大分県や鹿児島県とも調整を図りながら検討したものでありまして、九州では本県が初めての決定となっております。

また、今後の取り組みといたしまして、今回設定された津波による浸水想定を行い、優先して事業すべき箇所選定を進め、海岸においては今後事業を実施するために必要な海岸保全基本計画の改定を行う予定であります。

また、津波が遡上する河川のうち、家屋の浸水が予想され、堤防のかさ上げや液状化対策などを河川単独で行えば防御できる河川について、交付金事業の津波・高潮・耐震対策河川事業での平成26年着手を目指し、現在、国と協議を行っているところであります。

このことにつきましては、詳細が決定次第、議会の方々にも情報提供を行いたいと考えているところでございます。以上であります。

○黒木委員長 ただいまの説明につきまして、何か質疑はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 それでは、その他報告事項につ

いては質疑を終わります。

その他で何かありませんか。

○井上委員 ちょっと2点、お話を聞かせていただきたい、考え方を聞かせていただきたいことがあるんです。一つは、建てかえが始まっている小戸之橋のことなんですけど、今議会の中で、それはもう部長が何回も答弁されたので、内容的にはもう理解をするところですけども、渋滞解消のための——宮崎市議会ですごく議論されているので、いろんな方がその中で意見を述べ、宮崎市もそれに対しての対応ということについて、意見を述べておられるようです。例えば、具体的に宮崎市からいろんな提案があった場合、そのもう全く県のほうはそれに対して一緒に話し合いをすることもできないのか。それとも今後何かの機会を見つつ、渋滞解消のための、県も宮崎市と一体となって一緒に議論していこうとされているのか、そこだけの確認をさせていただきたい。

○大田原県土整備部長 今お話がありました小戸之橋、これにつきましては、この前も答弁等させていただきましたが、市のほうでいろんな交通調査等をやっています。そこで、いろんな対策等も考えてみえると思いますので、私たちも一緒になって連携して、その対策についてはいろいろ検討していこうというふうに考えております。

○井上委員 単なる意見交換じゃなく具体的な形での議論をやっていただいたほうが——これから7年間というのは非常に長いので、途中で橋が早くでき上がるということになればまたいいんでしょうけれども、やっぱりそこは丁寧な議論を住民の方ともやっていただけるといいなというふうに要望しておきたいと思います。

もう一つ、これは可能かどうかというのが、

ちょっと私もぜひお聞かせいただきたいんです。具体的に防災ということになると、実は地域地域でどこに逃げたほうがいいのかということも含めて、防災訓練というのをしょっちゅうやっているんです。

私はたまたま、今、大塚に住んでおりますが、私のところから逃げるとするならということを考えてときに、大方の人はやっぱり大塚台団地に逃げようとする、高さからいってですね。53メートルあるわけですけど、あそこ海拔53メートルあって、近くに大手のスーパーはあり、広いところがあり、いろんなことを考えると、どうも大塚台に逃げたいという方たちというのは結構多くて、実際に災害が起きて何かがあって、みんながあそこの大塚台のほうに大量に逃げた場合というか、大量に被災された方たちが集まるようなことがあった場合に、あそこに県営住宅があるわけですが、県営住宅の一つ交流センター——余り大きくはないんですが——があって、そこは今も三世代の交流を皆さんがやられたり、そこで県営住宅のいろんなことを一生懸命やっておられます。現実には、あそこはもうひとり暮らしの高齢者の方も非常に多い団地なので、実際はもうそこに逃げないで、そこでみんなをどうかして避難をしていこうという、そういう考え方だと思う。それに人が入り込むということを考えると、想定以上の人たちがあそこに集まる可能性というのがあるんですね。

そのコミュニティーの集会所みたいなところを防災施設として——そういう指定は県営住宅の中というものではできないものかどうか。そこあたりを、もう全くそこはそういうふうな動きはできないと言われるのか、それともそういうことは可能であると言われるのか、そのお考えだけでもいいんですが、具体的でなくても

いいんですけど、お聞かせいただきたいと思います。

○森山建築住宅課長 県営住宅の取り扱いといますか、防災に関してのことをございますけども、今、委員のおっしゃった、大塚町につきましては、避難場所等については市のほうで指定しております。そして、大塚町でいいますと、*大塚A団地という8階建ての高層団地があると思いますけども、その団地は宮崎市の指定で、避難場所ということになっております。

そして、今、委員のおっしゃった、大塚台団地に、確かに集会場ございますけども、そこに避難場所とか指定するのは市のほうで指定をしております。我々はその指定をされる際に協議をさせていただいて、基本的には使っていただくということで考えております。その大塚台の集会場については、まだ市のほうからは具体的にまだお話がございませんので、御相談があれば解放するといえますか、利用できる方向で考えたいというふうに考えております。

○井上委員 実は、あそこ、ちょうどいい場所にあるわけですよ。物すごくいい場所にあって、そして、よく防災訓練もやっておられて、私も団地の訓練なんかも見に行くわけです。あそここの集会場の中に、ある意味、そんなに大きいものでなくてもいいけれども、手を加えることができれば、本当にいい防災の一つの小さな地域の拠点になる可能性というのがあるわけですよ。それは、市のほうからのアプローチがあれば、県側は、その県営住宅の中にそういうものをつくるということについてはオーケーするというふうに理解していいですか。

○森山建築住宅課長 新しくつくるというか、今ある施設を利用するというので、今現在の

※45ページに訂正発言あり

ところ考えてまして、市のほうから相談がある際には、どの地域から何人ぐらいの方が避難されるのかと、避難人数とか、そういうのを一緒に検討させていただいて——その規模がどれぐらい必要なのかということにもよると思いますが、今のところでは、現在ある施設で対応できないかなというふうには考えております。

ただ、市のほうからの御相談の内容によっても、また検討が必要じゃないかというふうに考えております。

それと、一つ訂正でございますけども、私、先ほど「大塚A団地」と申しましたけども、済いません。「大塚C団地」でございました。大変失礼しました。

○井上委員 市がどうこうということもあるんですけど、もう確実にあそこにみんなが逃げ込むだろうということは予想ができるわけです。市のほうがどんなふうな判断をするかということも含めて、また御相談に上がりたいと思うので。地域によってはそのほうが絶対にいい場所というのがあると思うんですよ。

私のところから言えば、江南小学校に逃げろってなってるわけですけど、いや、やっぱり西高に行くか、大塚台団地に上がったほうが絶対に安全であるということもう明らかなので、家族的には大塚台に逃げようというふうにして確認し合ってる場所なんですけど。

ですから、避難訓練をみんなでする場合にいろんな意見が出ることも事実なんですけども、やはりできたらそういう地域の中にあるものを大事にしつつ、避難場所に指定をしていただけると、指定しなくともそこを許可していただけるといいなど。県営住宅なので、市が勝手に入れないので、そこを含めてやっぱり検討いただければというふうに思っています。以上です。

○押川委員 これも一般質問であったんですが、業者さんの皆様方もいろいろ御心配をされておられるようであります。施工パッケージ、これについてちょっと、一般質問でちょっと理解し得なかった部分があったんですが、基本的な考え方をちょっと教えていただくとありがたいんですけど。

○高橋技術企画課長 本会議で御質問があつてお答えしておりますが、御説明申し上げますと、予定価格を算出するために積算をいたしますが、通常の今やっている積算としましては機械経費とか労務費、材料費に分けて、それぞれを積み上げております。

例えば、舗装でいえば、舗装に係る労務費というか、作業員の人数とか機械の運転時間とか、それからアスファルトであればアスファルト料が幾らというふうに積み上げていきまして、平方メートル当たりの単価をまず出すと。平方メートル当たりの単価を出せば、それに数量を掛けて直接工事費が出るというような積算になりますが、この施工パッケージ型積算方式といいますのは、そういう機械経費や労務費、材料費などを含んで一まとめにされたパッケージ単価というのが、東京での標準単価ということで公表されます。その単価を利用して、あと数量を掛ければ直接工事が出るというふうな、ちょっと積み上げなくてもいいというふうなことで簡略化された積算のやり方でございます。

さらに、積み上げる場合に、現場での土質とか、施工規模とか、作業範囲とか、構造物の大小などによって条件がそれぞれ違うんですけど、それぞれにパッケージとしまして条件ごとに設定されているということでございますので、従来の積み上げと結果的にはほぼ一緒というふうになると思います。以上です。

○押川委員 今まではその積み上げでの積算という中で単価を出されておったということで。今度、パッケージということで一まとめになるということが4月1日から導入されるんですか。

○高橋技術企画課長 実は、県のほうでは国交省の積算基準というのを準用しておりますが、国では既にことしの4月1日からパッケージ単価を採用しております。県としましては、少しおくれますけども、来年の4月1日ということで、今のところ予定をしておりますが、これにつきましては、部長の答弁にもありましたとおり、周知期間とか準備期間とかかかるようであれば、その辺の関係者の御意見をいただきながら柔軟に対応していくとしております。以上です。

○押川委員 現在はまだそういう説明会とか、そういうことはまだされてない。一応来年の4月1日ということであれば、その期間の中でそういう体制は組んでいただけるということまで理解してもよろしいですか。

○高橋技術企画課長 はい、そのとおりでございまして、一応今のところ、年明けの1月以降に説明会をやる予定でございまして、またホームページ等でもこのパッケージ単価の概要については公表することにしております。

○押川委員 ありがとうございます。

○黒木委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 何もないようですので、以上をもって県土整備部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時20分休憩

午後2時22分再開

○黒木委員長 それでは委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、委員会日程の最終日に行うこととなっておりますので、あす行いたいと思います。開会時刻は13時30分としたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 それでは、そのように決定いたします。

その他、何かありませんか。暫時休憩いたします。

午後2時23分休憩

午後2時30分再開

○黒木委員長 それでは、委員会を再開いたします。

概算要求の公表の件につきましては、それぞれの部長に話をしたいというふうに思います。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 ないようでしたら、以上で本日の委員会を終了いたします。

午後2時30分散会

平成25年12月5日(木曜日)

午後1時30分再開

出席委員(8人)

委員	長	黒木正一
副委員	長	清山知憲
委員		外山三博
委員		中野一則
委員		押川修一郎
委員		河野哲也
委員		井上紀代子
委員		西村賢

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

事務局職員出席者

政策調査課副主幹	山口修三
議事課主任主事	田代篤生

○黒木委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。

その前に暫時休憩します。

午後1時30分休憩

午後1時35分再開

○黒木委員長 それでは、委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。

採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか。一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 一括の声がありますので、それでは一括して採決いたします。

議案第1号、第4号、第7号、第10号、第12

号、第14号及び第24号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号ほか6件については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第37号の取り扱いはいかがいたしましょうか。直ちに採決してよろしいでしょうか。

〔「採決」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 それでは、お諮りいたします。

この際、請願を採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 それでは、請願第37号の賛否をお諮りいたします。

請願第37号について、採択すべきものとすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○黒木委員長 挙手全員。よって、請願第37号は採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第41—2号の取り扱いはいかがいたしましょうか。直ちに採決してよろしいでしょうか。

〔「採決」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 それでは、請願第41—2号については、採決との御意見がございますのでお諮りいたします。

この際、請願を採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 それでは、請願第41—2号の賛否をお諮りいたします。

請願第41—2号について、採択すべきものとすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○黒木委員長 挙手全員。よって、請願第41—2号は採択とすることに決定いたしました。

次に、委員長報告骨子(案)についてであります。

委員長報告の項目として、特に御要望等はありませんか。

暫時休憩いたします。

午後1時38分休憩

午後1時40分再開

○黒木委員長 それでは、委員会を再開いたします。

宮崎県中小企業等支援ファンドの件につきましては、委員長報告に盛り込みたいというふうに思います。

その他の委員長報告については、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」につきましては、閉会中の継続審査といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 御異議ありませんので、この旨、議長に申し出ることといたします。

暫時休憩いたします。

午後1時41分休憩

午後1時42分再開

○黒木委員長 それでは、委員会を再開いたし

ます。

1月30日の閉会中の委員会につきましては、御意見等を参考にしながら、委員会を開催することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 それでは、そのようにいたします。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 特にないようですので、以上で委員会を終了いたします。

午後1時42分閉会

署 名

商工建設常任委員会委員長 黒 木 正 一

